

ごみ処理広域化基本計画

平成21年3月

ふじみ野市・三芳町

目 次

第 1 章	基本計画策定の趣旨	1
第 1 節	本計画の背景と目的	1
第 2 節	本計画の位置づけ	2
第 3 節	計画策定の手順と検討内容	3
第 4 節	計画対象地域	5
第 5 節	計画期間	6
第 2 章	地域特性	7
第 1 節	自然的特性	7
第 2 節	社会的特性	9
第 3 章	ごみ処理の現状認識と方向性	17
第 1 節	ごみ処理の現状	17
第 2 節	ごみ処理の課題	34
第 3 節	ごみ量予測	36
第 4 章	広域化の基本的な考え方	53
第 1 節	広域化の意義	53
第 2 節	本地域における広域化の必要性	53
第 3 節	本計画の検討範囲	54
第 4 節	広域処理に係る基本方針	55
第 5 節	計画施設の概要	56
第 6 節	施設整備の計画目標年次	57
第 7 節	処理対象物	58
第 8 節	処理対象量及び施設規模	60
第 9 節	広域処理システム	62
第 5 章	ごみの分別・収集方法の統一	63
第 1 節	検討に係る基本方針	63
第 2 節	分別・収集・処理の相互関係	64
第 3 節	分別・収集体制の現状	67
第 4 節	検討における前提条件と基本方針	68
第 5 節	分別・収集方法の選択	75
第 6 節	広域化実施時の分別・収集方法	93

第 6 章	新施設への搬入量と搬入台数の調整	95
第 1 節	検討に係る基本方針	95
第 2 節	調整の必要性を判断する着眼点	97
第 3 節	調整方法	98
第 4 節	搬入量の整理と調整方針	99
第 5 節	搬入台数の整理と調整方針	114
第 6 節	搬出入に関するその他の懸案事項と対応方針	130
第 7 章	災害時に係る対応	131
第 1 節	災害時の対応に係る基本方針	131
第 2 節	震災廃棄物の受入に係る計画	133
第 3 節	新ごみ処理施設に係る計画	137
第 8 章	新ごみ処理システムの選定	140
第 1 節	新ごみ処理システムを検討する必要性	140
第 2 節	新ごみ処理システムの選定	142
第 9 章	施設整備に係る諸検討	149
第 1 節	建設実現に向けての課題と対応	149
第 2 節	新施設稼動までの過渡期の検討	150
第 3 節	財源の確保に係る検討	154
第 4 節	今後の検討事項	157
第 10 章	施設整備適合地選定手法の検討	162
第 1 節	基本条件の整理	162
第 2 節	施設整備適合地の評価項目	169
第 11 章	将来の基本フレーム	182
第 1 節	全体処理システムのまとめ	182
第 2 節	事業スケジュールのまとめ	183

第1章 基本計画策定の趣旨

第1節 本計画の背景と目的

現在、環境に関する問題は、地球規模から地域に至るまで、複雑化・多様化しています。

特に廃棄物の問題は、減量化、資源化、適正処理・処分など、広い範囲での取り組みが求められ、これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」による社会システムから、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会への転換が求められています。このような中で、国は循環型社会の構築を目指すために、循環型社会形成推進基本法をはじめとする各種リサイクル法を整備するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）などを見直し、法制度の充実を図ってきました。

これに対して、地域のごみ処理は、市町村単位での処理・処分が中心的に行われてきましたが、環境負荷の低減、リサイクルの推進や熱エネルギーの効率的回収、財政負荷の低減など、様々な理由や目的から、複数の市町村が共同で処理を行う「ごみ処理の広域化」が推進されています。埼玉県が平成20年3月に策定した「第2次埼玉県ごみ処理広域化計画」では、県内を21ブロックに区割りを行い、ふじみ野市と三芳町（以下「本地域」または「両市町」という。）はブロック7として位置付けられ、ごみ処理の広域化を推進することとなっています。

一方、ごみ処理の広域化の基盤施設となるふじみ野市上福岡清掃センターや三芳町清掃工場などは設置からすでに30年以上が経過し、現在のごみ処理システムやニーズに対応できない施設であり、また老朽化が進んでいます。さらに、廃棄物発電などのエネルギー回収機能が無く、資源選別機能も十分ではないことから、循環型社会の形成に向けた新たなごみ処理施設を整備する必要があり、両市町は共通の課題を抱えています。また、ごみ処理施設の用地の確保や財政上の理由などから単独でごみ処理問題を解決することが極めて困難になっています。このため、共同でごみの減量化・資源化に取り組み、焼却対象量及び最終処分量の減量化を図り、循環型社会の形成へ向けたごみ処理の広域化が必要となっています。

本計画はこのような状況をふまえ、両市町がごみ処理の広域化を進める上で必要な統一すべき条件やルールなどについて現状を整理し、課題を抽出した上で将来の統一方針を定めるものです。そして、新しいごみ処理システムの整備に当たり、ごみ処理の広域化に係るごみの発生から最終処分までの基本的事項を明らかにすることを目的としています。

第2節 本計画の位置づけ

本計画は、本地域のごみ処理広域化の基本的な方向性を示すために策定する計画です。

本計画の位置づけを、図 1-1 に示します。

本計画は、国や県の各種法律や計画をふまえつつ、埼玉県が策定した「第2次埼玉県ごみ処理広域化計画」のうち、本地域が該当するブロック7を具体化するものです。本計画の策定にあつては、図に示すふじみ野市と三芳町の各上位計画との整合を図るとともに、広域処理の観点から一般廃棄物処理基本計画の内容を一部更新するものとなっています。

また、「ふじみ野市ごみ処理広域化基本構想」は、本計画の直接の上位計画に位置するものですが、この計画はふじみ野市が主体となって策定したものとなっています。そのため本計画では、ごみ処理広域化基本構想の内容をふじみ野市と三芳町が一体となって見直すとともに、さらに具体的な計画を推進したものとなっています。

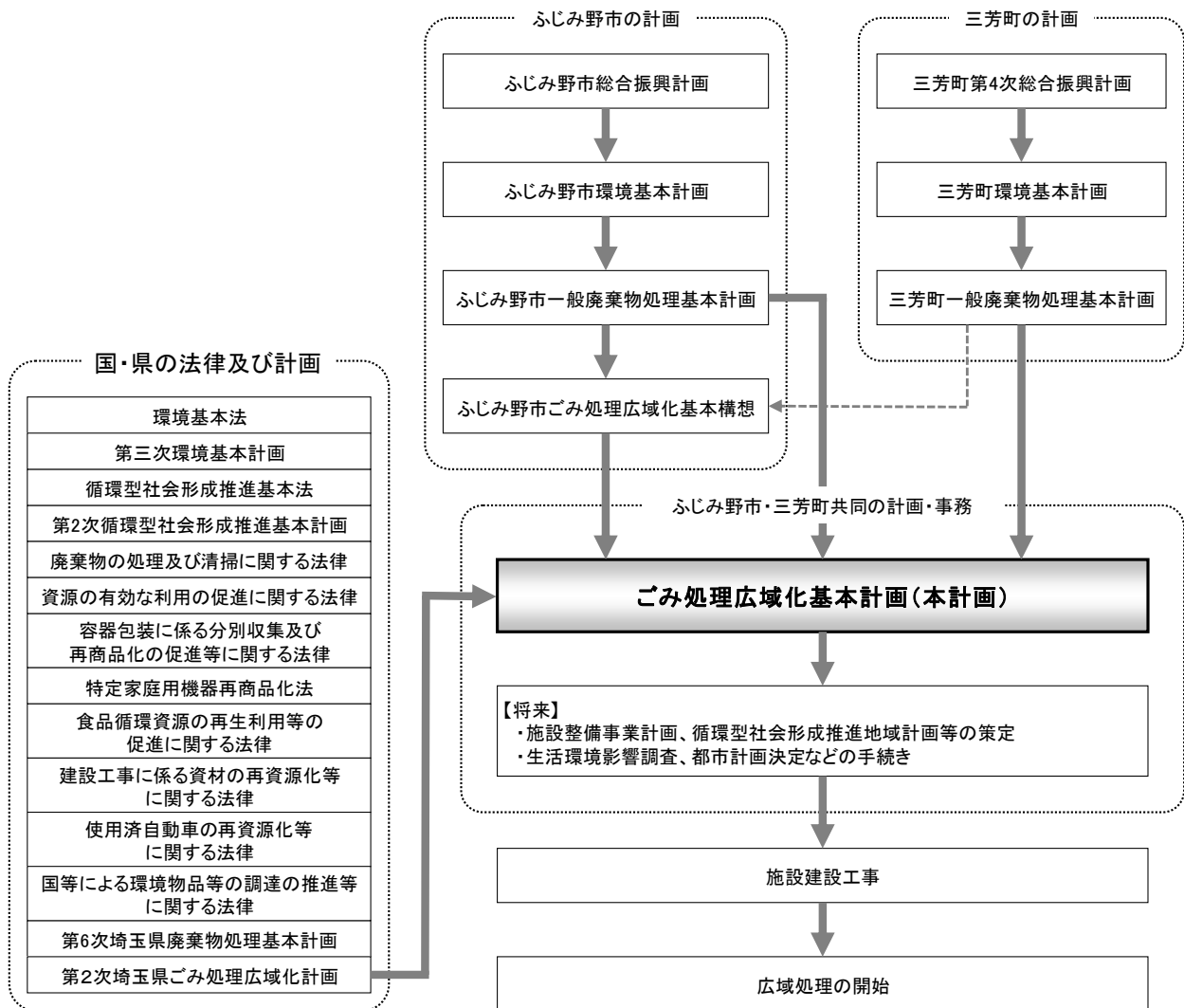


図 1-1 本計画の位置づけ

第3節 計画策定の手順と検討内容

本計画の策定手順と検討内容を図1-2に示します。

第1章では、本計画の背景や目的、位置づけなど、計画策定の趣旨を明らかにします。

第2章では、基本構想で調査した本地域の人口や土地利用などの地域概況を、最新の情報をもとに再整理します。

第3章では、ふじみ野市、三芳町のごみ処理の現状と課題を整理するとともに、ごみ処理の広域化と施設整備の観点から、将来のごみ排出量及び処理量などの予測を行います。

第4章では、広域化の前提となる基本的な考え方、計画施設の概要、処理対象物及び施設規模などについて整理します。本章で設定した考え方は、第5章から第10章までの、ごみ処理の広域化に係る各検討の前提条件となります。

第5章では、両市町で異なる分別・収集方法の現状をふまえ、住民サービスや資源化の推進、ごみ処理施設での処理の効率性など多角的な面から検討し、本地域にふさわしい分別・収集方法を選択します。

第6章では、現有施設への日ごと、曜日ごとの搬入ごみ量、搬入車両台数を整理することにより、新施設への搬入量や搬入台数の集中度合いを検証します。ごみ量や搬入台数の集中による、施設内の渋滞や過大設備が要求される恐れがある場合は、収集体制の見直しに係る方向性を示します。

第7章では、災害時に係る対応について、震災廃棄物の受け入れと災害発生時の処理・処分に係る基本方針を設定します。具体的には、震災廃棄物の発生量を推定して、第4章の施設規模の算定に反映します。また、災害発生時に新施設が被害を被った場合の運転ルールを定めます。

第8章では、基本構想での新ごみ処理システムの検討手順をふまえつつ、最新の情報を追加して見直すとともに、新ごみ処理システムの選択肢を明らかにします。

第9章では、新施設稼動までの過渡期の検討や財源などの事業計画など、ごみ処理の広域化に向けて検討が必要な諸検討を実施します。

第10章では、基本構想で実施した施設整備適合地選定手法の検討結果をもとに、特に評価項目の地理情報や調査情報を更新するとともに、抽出方法や評価項目を再検討します。

第11章では、第1章から第10章までの各検討結果をふまえ、ごみ処理システムの全体像を取りまとめるとともに、ごみ処理の広域化に係る全体スケジュールを明らかにします。

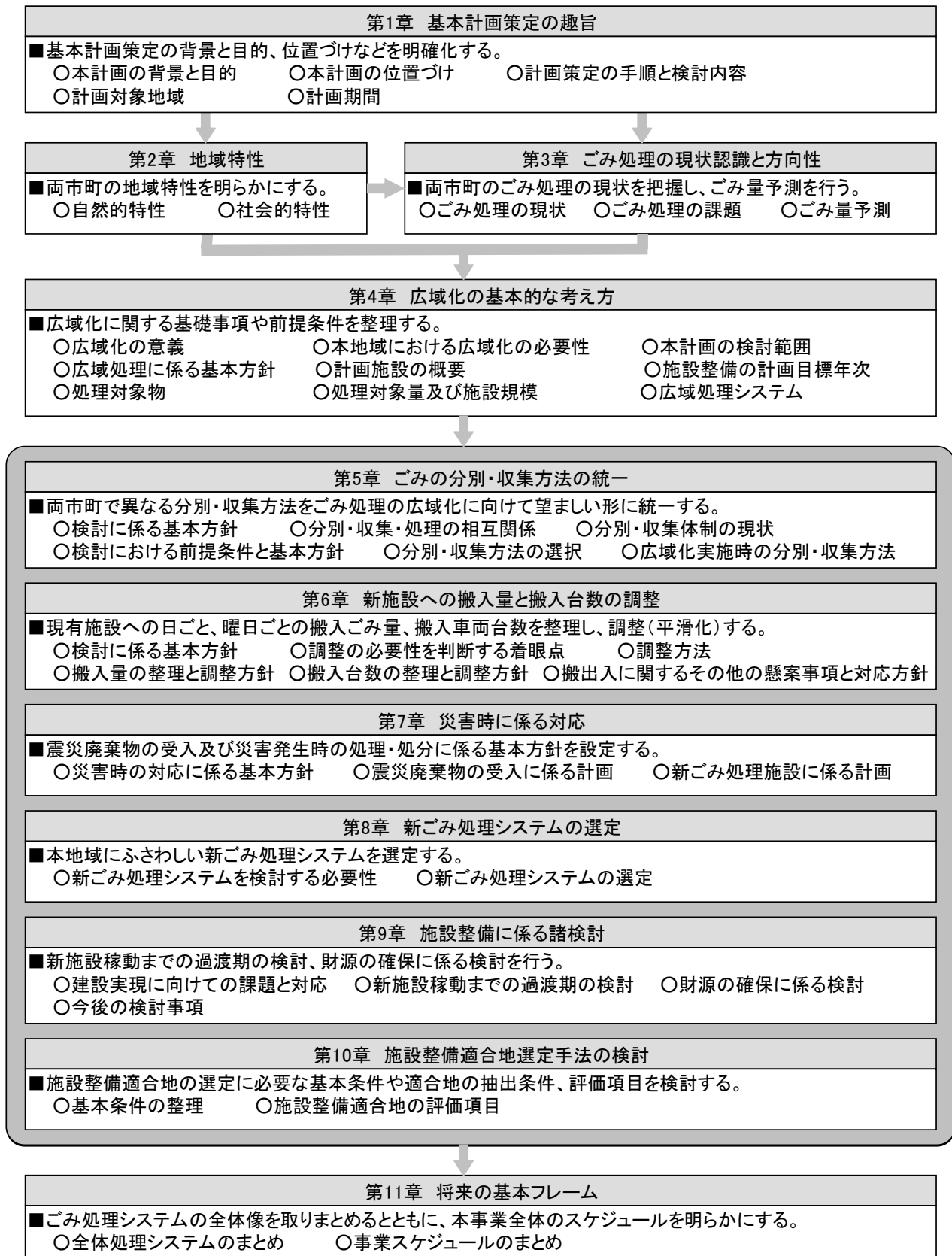


図 1-2 本計画の策定手順と検討内容

第4節 計画対象地域

基本計画の対象地域は、両市町の行政区域全域とします。

計画対象地域を図1-3に示します。



図1-3 計画対象地域

第5節 計画期間

計画期間を図 1-4 に示します。

ふじみ野市及び三芳町では、平成 28 年度の広域処理の開始に向けて、必要な手続きや建設工事を実施していきます。したがって、本計画の検討事項は、広域処理を開始する平成 28 年度までが中心となります。

一方、第 4 章で想定している施設規模は、「稼動後 7 年目（稼動年を含む）」までのごみ量を勘案して設定することが望まれるため、第 3 章のごみ量推計及び第 4 章の施設規模の設定手続きにおいては、平成 34 年度までのごみ量推計結果をふまえて実施します。

以上をふまえ、本計画の計画目標年次は平成 27 年度としますが、ごみ量の推計については、平成 34 年度まで実施するものとします。



図 1-4 計画期間

第2章 地域特性

第1節 自然的特性

1 地勢

本地域は、埼玉県南西部、いわゆる武蔵野台地の北部のほぼ平坦な地に位置し、都心から30km圏内にあり、川越市、所沢市、富士見市、志木市、新座市に接しています。総面積は、ふじみ野市は14.67km²、三芳町は15.30km²の合計29.97km²であり埼玉県全面積の0.80%を占めています。両市町の面積は、ほぼ同じ面積となっています。

図2-1に位置図を示します。



図2-1 位置図

2 気象

本地域は太平洋岸気候区に属し、冬季は強い北西の季節風と晴天の日が多く、夏季は高温になり、降雨量も比較的多いのが特徴です。平成19年における年間平均気温は15.1℃、平均降水量は1,307mmとなっています。平成19年の8月の降水量が少なくなっていますが、例年は100mm程度の降水が見られます。

本地域の気象を図2-2に示します。

年	項目	気温(℃)			降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	風向
		平均	最高	最低			
H14		14.6	36.7	-5.1	1,655	2.0	西北西
H15		14.2	36.3	-4.9	1,705	2.2	北北西
H16		15.4	37.9	-3.0	1,569	2.2	南
H17		14.4	36.5	-3.9	1,302	2.1	北北西
H18		14.6	37.0	-6.0	1,619	2.0	北西
H19		15.1	38.7	-1.9	1,307	2.1	北
	1月	5.2	15.0	-1.2	41	2.0	西北西
	2月	6.3	17.2	-1.9	40	2.5	北
	3月	8.8	25.2	-1.1	47	3.0	北
	4月	12.2	25.7	1.6	138	2.7	北北西
	5月	18.1	28.7	8.1	142	2.5	北北西
	6月	21.9	31.9	14.1	53	2.0	北
	7月	23.1	33.8	17.3	297	1.4	北北東
	8月	27.6	38.7	19.9	23	1.9	南
	9月	23.6	33.8	14.5	306	2.0	南
	10月	17.0	26.6	9.1	115	1.6	北
	11月	11.0	20.5	1.3	38	1.7	北
	12月	6.5	15.9	-1.0	67	1.6	北

【出典】地域気象観測所(アメダス)所沢

<平成19年の月別降水量、気温推移>

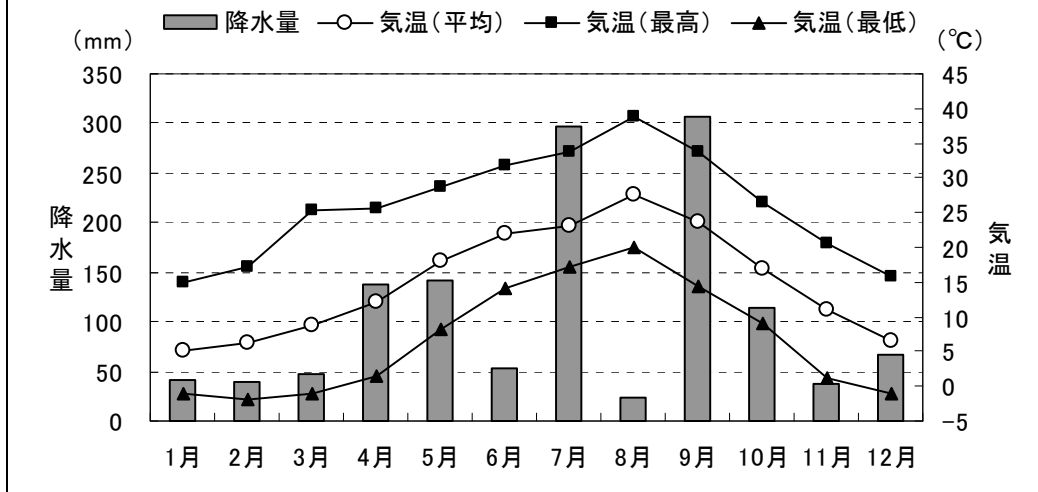


図2-2 気象概況

第2節 社会的特性

1 人口動態・分布

(1) 人口動態

地域全体の推移をみると、平成10年度から平成19年度まで、人口と世帯数は増加傾向にあり、本地域における平成19年度の人口は142,484人でした。一方、世帯人員は減少傾向にあり、これは、1人暮らし、もしくは核家族が増加傾向にあると考えられます。今後もこれらの動向を適切に把握することにより、状況に応じた施策や処理システムの構築を講じていく必要があります。

本地域の人口及び世帯数の推移を図2-3に示します。

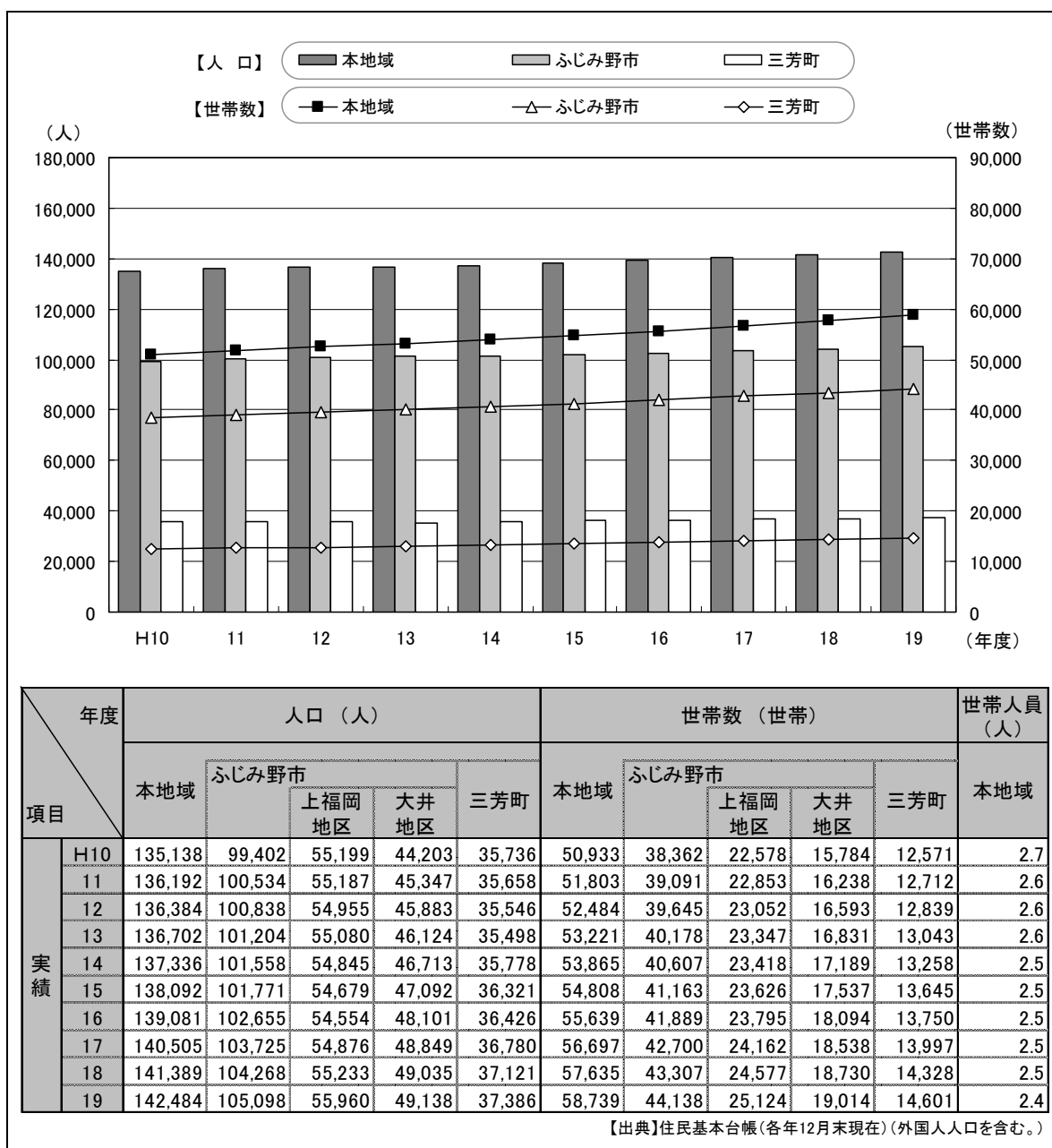


図2-3 人口動態

(2) 人口分布

年代別の人口分布をみると、全ての地域において、30歳～39歳、55歳～64歳の年齢層人口が多くなっています。

今後は、高齢者などのふれあい収集の検討や在宅医療廃棄物への対応など、人口構造に応じた施策を検討する必要があるとともに、ごみを排出しやすい環境づくりも必要と考えられます。

ふじみ野市の年齢層ごとの人口分布を図2-4に示します。また、三芳町の人口分布を図2-5に示します。

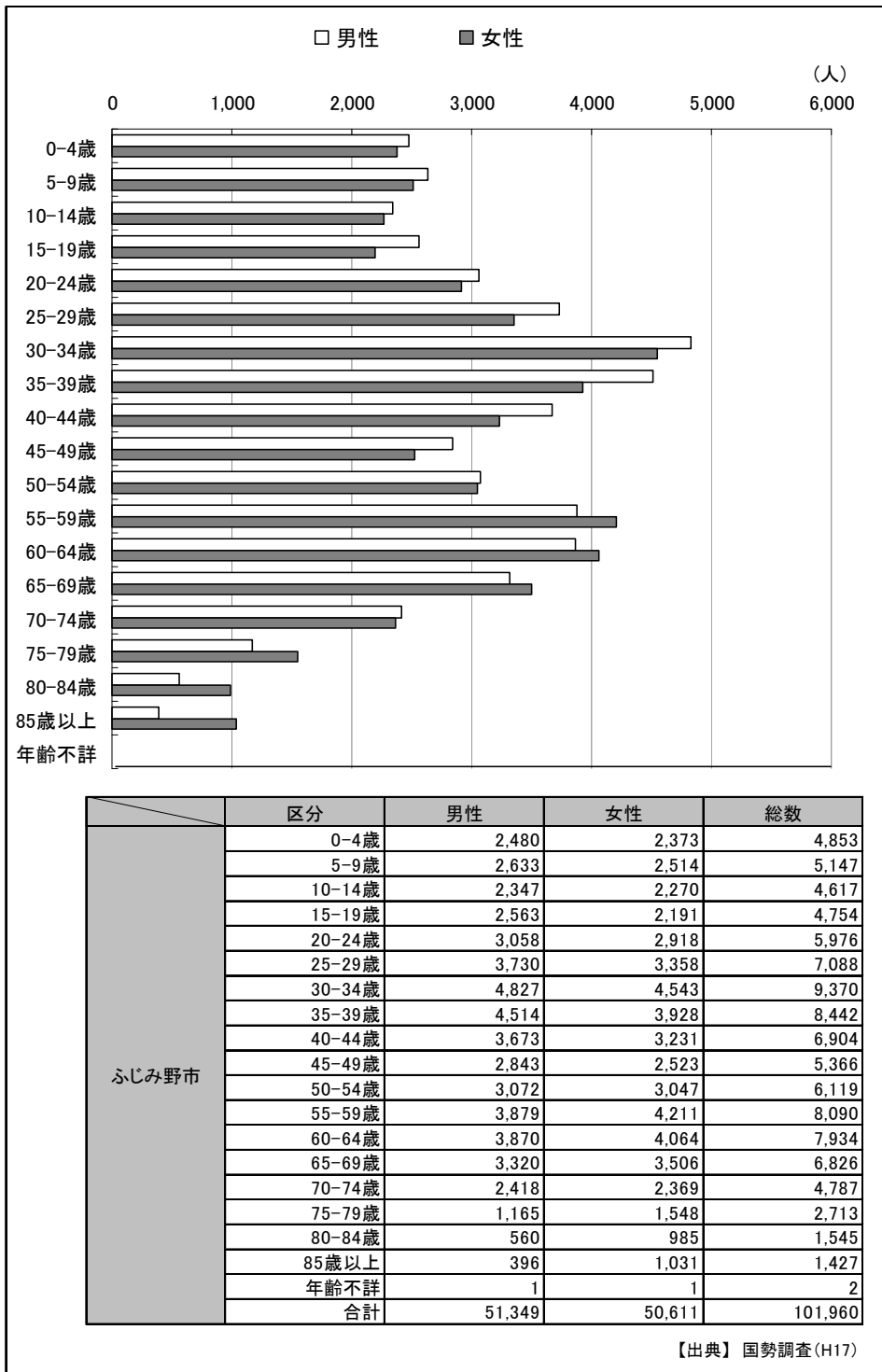


図 2-4 人口分布（ふじみ野市）

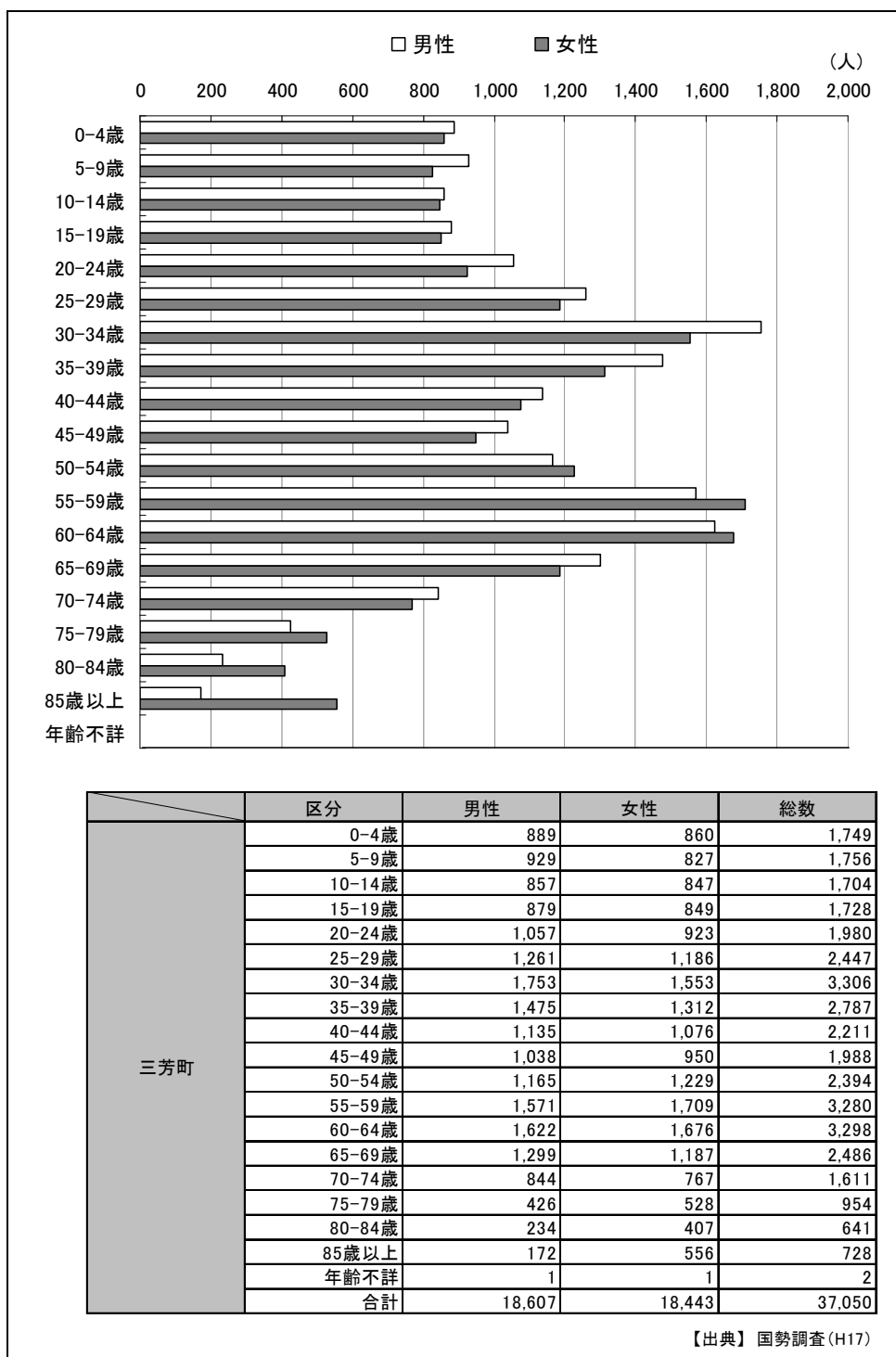


図 2-5 人口分布（三芳町）

2 産業

(1) 産業別就業者数

産業別就業者数を構成比で見ると、ふじみ野市、三芳町ともに小売業やサービス業などの第三次産業の割合が最も高く、製造業や建設業の第二次産業の割合と合わせると、就業人口の9割以上を占めています。一方、農業や林業などの第一次産業の割合は最も小さくなっています。地域全体としてみると、第一次産業2.0%、第二次産業28.2%、第三次産業69.8%で、両市町ともほぼ同じ傾向を示しています。

本地域において、第三次産業では卸売・小売業就業者数が、第二次産業では製造業就業者数が最も多くなっています。産業構造としては、紙類や厨芥類が排出されやすいといえます。こうした構造に応じて、事業系ごみに対する施策を検討する必要があります。

本地域の就業者数を図2-6及び表2-1に示します。

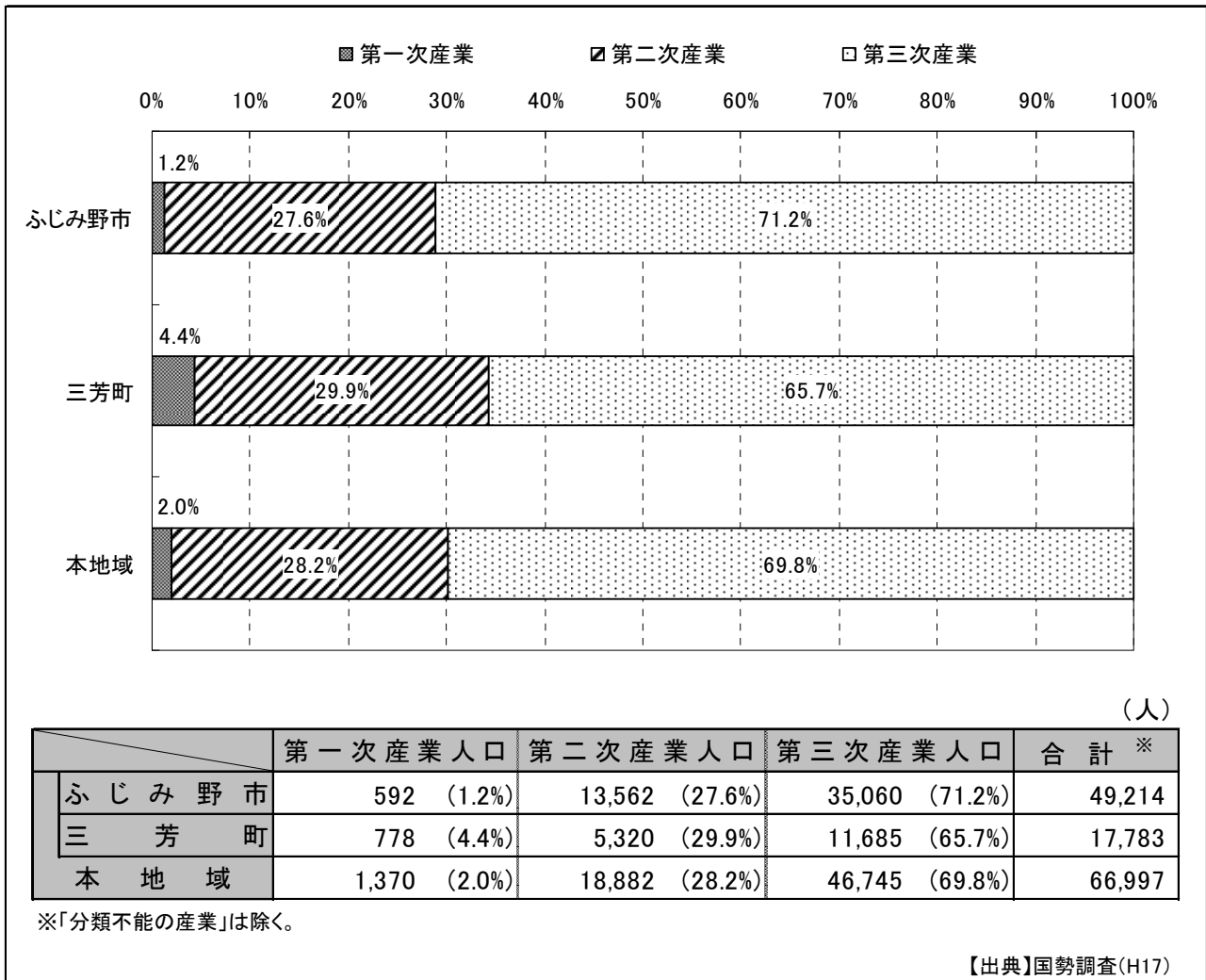


図2-6 就業者数

表 2-1 産業別就業者数

産業分類		就業者数		
		ふじみ野市	三芳町	本地域
第一次産業	A 農業	591	777	1,368
	B 林業	-	-	0
	C 漁業	1	1	2
第二次産業	D 鉱業	1	2	3
	E 建設業	4,510	1,766	6,276
	F 製造業	9,051	3,552	12,603
第三次産業	G 電気・ガス・熱供給・水道業	126	49	175
	H 情報通信業	2,124	737	2,861
	I 運輸業	2,908	1,565	4,473
	J 卸売・小売業	9,226	2,822	12,048
	K 金融・保険業	1,774	497	2,271
	L 不動産業	998	311	1,309
	M 飲食店、宿泊業	2,390	751	3,141
	N 医療、福祉	3,370	1,112	4,482
	O 教育、学習支援業	1,984	671	2,655
	P 複合サービス事業	402	183	585
	Q サービス業(他に分類されないもの)	8,070	2,571	10,641
R 公務(他に分類されないもの)	1,688	416	2,104	
	小計	49,214	17,783	66,997
	S 分類不能の産業	1,036	385	1,421
	合計	50,250	18,168	68,418

【出典】国勢調査(H17)

(2) 産業の概要

本地域の産業について構成比で見ると、ともに製造品出荷額が最も高い割合となっています。特に三芳町については、約70%と大変高い割合を占めます。両市町とも次に高い割合となっているのは商品販売額です。ふじみ野市は全体の約44%を、三芳町では全体の約30%占めています。本地域全体としてみると、製造品出荷額などが63.9%で最も多く、以下、商品販売額が35.6%、農業算出額が0.5%となっています。

本地域の産業の概要を図2-7に示します。

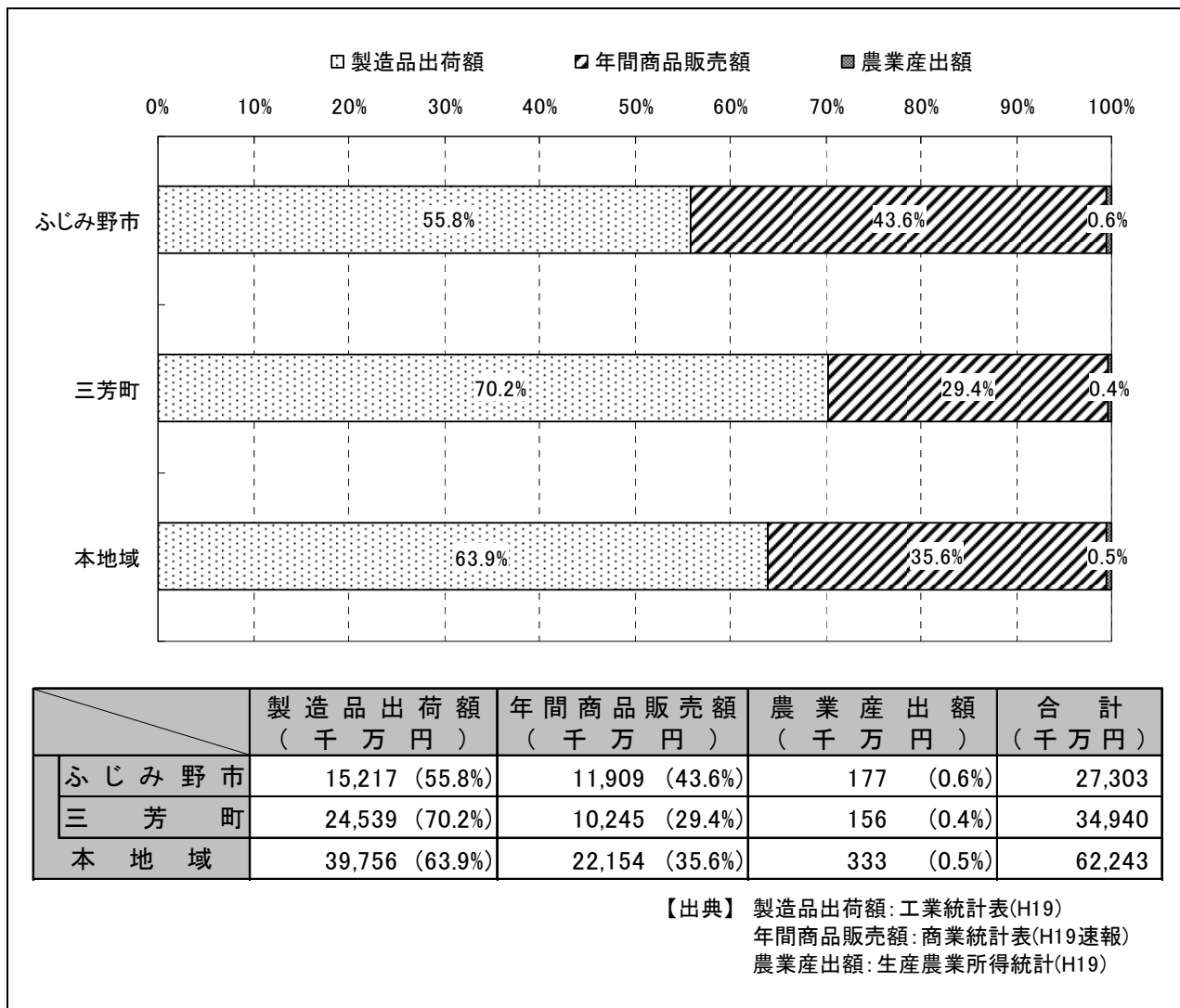


図2-7 産業の概要

3 交通

本地域の道路は、川越街道（国道 254 号）が中央部を南北に走り、関越自動車道及び富士見川越有料道路（国道 254 号バイパス）が川越街道の東西を平行して走っています。これに県道 4 路線が縦横に連結し道路網を形成しています。

関越自動車道にある三芳 P.A は平成 18 年 10 月より ETC 専用の出入口（上りは出口、下りは入口）が運用され、両市町の住民の他、大勢に利用されています。

鉄道は、都心と本地域を結ぶ東武東上線が走っており、本地域北部に上福岡駅があります。上福岡駅の平成 19 年度の乗降客数は平均 54,464 人（前年比 0.7%増）となっています。この他、両市町の住民はふじみ野駅、鶴瀬駅、みずほ台駅などを利用しています。

本地域の主要な交通網を図 2-8 に示します。

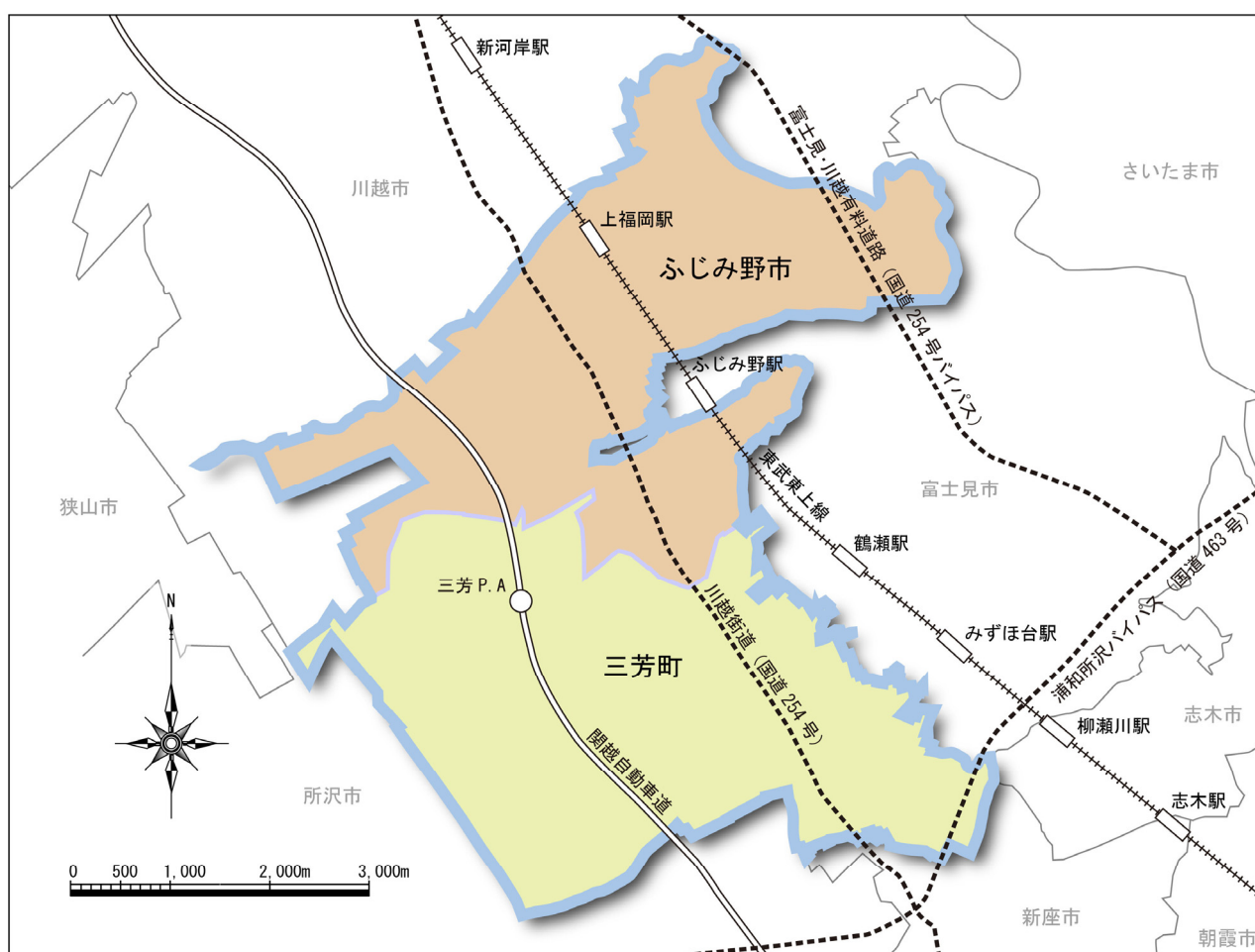


図 2-8 主要な交通網

4 土地利用

ふじみ野市の総面積は1,467.0haであり、宅地の面積が689.4ha（47.0%）と半分近くを占めています。

三芳町の総面積は1,530.0haであり、ふじみ野市とは異なり畑の面積が587.7ha（38.4%）と最も高い割合となっているのが特徴です。

本地域全体でみると、総面積は2,997.0haです。構成比が最も高いのは宅地(37.0%)であり、次いで畑(27.3%)となっています。

本地域の土地利用状況を図2-9に示します。

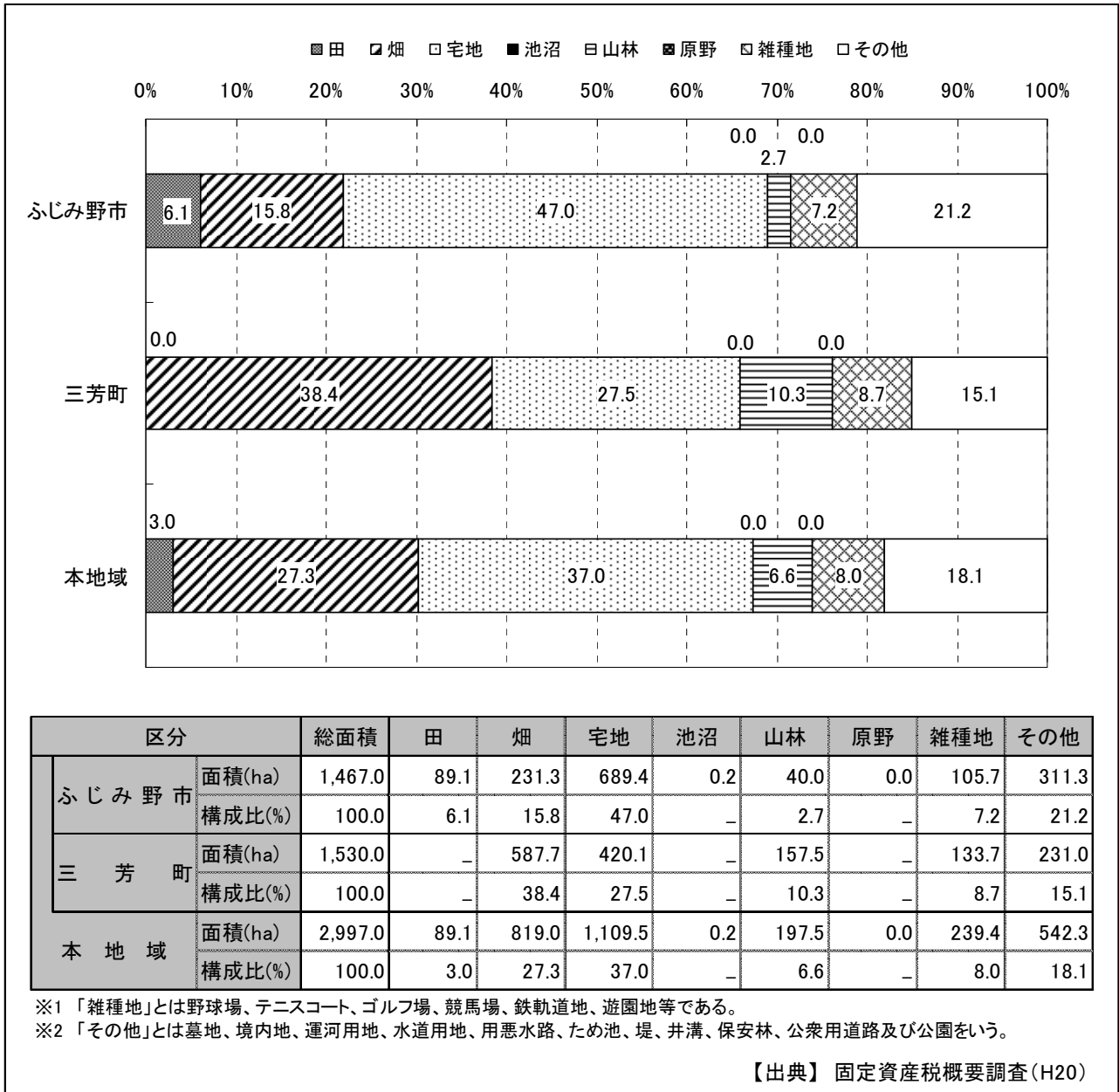


図2-9 土地利用状況

第3章 ごみ処理の現状認識と方向性

第1節 ごみ処理の現状

1 分別区分と収集体制

(1) 家庭系ごみ

現在、本地域では旧上福岡市、旧大井町、三芳町のごみ処理体制が継続されています。このため、本地域では家庭から排出されるごみの分別区分や排出容器、収集・運搬形態などに相違があります。今後は広域処理へ向けて統一を進めていく必要があります。

各地区の分別区分と収集体制を表 3-1～表 3-3 に示します。

表 3-1 分別区分と収集体制（ふじみ野市上福岡地区）

大区分 中区分		項目	ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション 容器	収集容器	収集車両	他品目との 混載	収集回数	収集場所	収集の対象	収集体制	処理施設	
もえるごみ			生ごみ、食用油、紙くず、ぬいぐるみ、クッション、靴、紙おむつ(汚物はとる)など ※最長辺30cm未満	透明・半透明の袋			パッカー車	無	週2回	ステーション	一般家庭	委託	ふじみ野市上福岡清掃センター	
			小枝・木片(太さ10cm未満) ※最長辺30cm未満	ひも束										
粗大ごみ もえないごみ	粗大ごみ		ストーブ、スキー板・靴・ストック、ふとん、じゅうたん、自転車、家具類、ガスレンジ、家庭電化製品など ※最長辺30cm以上の可燃物または最長辺50cm以上の不燃物	そのまま			可燃性: プレッシャー車 不燃性: 平ボディ車	無	2週に1回	ステーション	一般家庭	委託	(可燃性粗大ごみ) ふじみ野市上福岡清掃センター (不燃性粗大ごみ) 三芳町清掃工場	
	もえないごみ		なべ・フライパン、一斗かん、セトモノ、傘、ドライヤー、ガラス、花瓶・植木鉢(素焼き)、塗料かん、オイルかん、電球など ※最長辺50cm未満	透明・半透明の袋			平ボディ車	有害ごみと混載					三芳町清掃工場	
	容器包装以外のプラスチック類		プラスチック製のおもちゃ、ポリバケツ、定規、植木鉢(プラスチック製)、プランター(プラスチック製)、洗面器、ポリタンクなど	透明・半透明の袋			パッカー車 平ボディ車	無					ふじみ野市上福岡清掃センター	
			CD・DVD・MD、ビデオテープ、カセットテープ	透明・半透明の袋										
	有害ごみ		乾電池	指定袋			平ボディ車	もえないごみと混載						ふじみ野市上福岡清掃センター
			蛍光管・水銀体温計・かがみ・使い捨てライター	透明な袋										
			スプレーかん、携帯用ガスボンベ(穴空け不要)	透明・半透明の袋										
			バッテリー・消火器	そのまま										
資源物	かん		飲料用かん、缶詰かん、煎餅かん、食用油かん、お菓子のかん、茶筒など	透明・半透明の袋			平ボディ車	無	ふじみ野市大井清掃センター					
	びん		飲料用びん、洋酒びん、コーヒーのびん、調味料などの食品類のびん、一升びん、ビールびん、化粧品のびんなど	透明・半透明の袋			平ボディ車	無						
	ペットボトル		マークのついた飲料用ペットボトル・酒類用ペットボトル・しょう油ペットボトルなど	指定なし	専用ネット	中身のみ	パッカー車	無		ふじみ野市上福岡清掃センター				
	古紙類		新聞紙(広告・チラシ)	ひも束			パッカー車 平ボディ車	有		ふじみ野市上福岡清掃センター				
			ダンボール	ひも束			パッカー車	無						
			紙パック	ひも束			パッカー車 平ボディ車	ダンボール以外の古紙類を混載						
			雑誌・雑がみ	ひも束										
	布類	ひも束												
容器包装プラスチック類			洗剤やシャンプーなどの容器、歯磨き粉などのチューブ、お菓子やパンなどの袋、スーパーのレジ袋、発泡スチロール、卵パック、食品トレイなど	透明・半透明の袋			パッカー車	無	週1回					
区分	ごみの種類								市民への広報					
市が受け入れられないごみ (適正処理困難物)	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、パソコン、タイヤ、ガスボンベ、バイク、薬品(劇薬)、コンクリート・レンガブロック、浴槽、ガソリンなどの燃料、ピアノ、耐火レンガ、医療系廃棄物、洗面台、流し台、便器、灰、土砂、石膏、建築廃材、廃油、毒、劇物、薬液及び同容器、自動車部品、農業用ビニール、壁紙(クロス)、パチンコ台、スロットマシン、かわら、ペンキ(中身入り)、業務用事務機器、仏壇など								<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法の処理方法を紹介 ・製造業者又は販売店に相談することを表記 ・許可業者に相談することを表記(許可業者をごみ収集カレンダーに記載) 					

※平成21年3月現在

表 3-2 分別区分と収集体制（ふじみ野市大井地区）

大区分 中区分		項目	ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション 容器	収集容器	収集車両	他品目との 混載	収集回数	収集場所	収集の対象	収集体制	処理施設
もえるごみ		生ごみ、紙くず、ゴム製品など ※最長辺30cm未満		透明・半透明の袋			パッカー車	無	週2回				ふじみ野市大井清掃センター ふじみ野市上福岡清掃センター
		木片・小枝(太さ10cm未満) ※最長辺30cm未満		ひも束									
もえないごみ	小型家電製品・金 属製品・危険物など	なべ・フライパン、一斗かん、セトモノ、傘、ドライヤー、ガラ ス、花瓶・植木鉢(素焼き)、塗料かん、オイルかん、電球な ど ※最長辺50cm未満		半透明の袋			平ボディ車	有害ごみと 混載	4週に1回	ステーション	一般家庭	委託	ふじみ野市大井清掃センター
	有害ごみ	蛍光灯、体温計、鏡、スプレーかん		透明の袋			平ボディ車	上記のもえ ないごみと 混載					
		乾電池		指定袋									
粗大ごみ		ストーブ、スキー板・靴・ストック、ふとん、じゅうたん、自転 車、家具類、ガスレンジ、家庭電化製品など ※最長辺 30cm以上の可燃物または最長辺50cm以上の不燃物		そのまま			平ボディ車	無(可燃性 と不燃性を 混載)					
プラスチック類		容器包装プラスチック類		透明・半透明の袋			パッカー車	無	2週に1回				ふじみ野市上福岡清掃センター
		容器包装以外のプラスチック類		透明・半透明の袋			平ボディ車	無					
資源物1	古紙類	新聞紙(広告・チラシ)		ひも束			平ボディ車	紙パックと の混載有					
		雑誌、雑がみ		ひも束									
		ダンボール		ひも束									
		紙パック		ひも束									
		布類		ひも束									
資源物2	かん	生きびん		指定なし	コンテナ(黄)	平ボディ車	無(4種のコ ンテナを1 台にまとめ て積載)						
		透明びん		指定なし	コンテナ(黄)								
		茶びん		指定なし	コンテナ(黄)								
		その他のびん		指定なし	コンテナ(黄)								
資源物2	かん	アルミかん		指定なし	コンテナ(青)	平ボディ車	無(3種のコ ンテナを1 台にまとめ て積載)						
		スチールかん		指定なし	コンテナ(黄)								
		その他のかん		指定なし	コンテナ(黄)								
ペットボトル		ペットボトル		指定なし	専用ネット	中身のみ	パッカー車	無				ふじみ野市上福岡清掃センター	
区分		ごみの種類							市民への広報				
市が受け入れられないごみ (適正処理困難物)		電気製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、パソコン、充電機・ボタン電池、業務用電気製品、携帯電話)、車両関係製品(バイク、タイヤ、ホイール、バンパー、マフラー、モーター)、家具・楽器など(仏壇・浴槽、耐火金庫、ピアノ、風呂釜、ソーラー型温水器、パチンコ・スロット台、その他(ガスボンベ、薬品、塗料、液体燃料・廃油、感染性医療器具、ブロックなどの石材・土・セメント、太い丸太や根っこなど)							<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法の処理方法を紹介 ・製造業者又は販売店に相談することを表記 ・許可業者に相談することを表記(許可業者名などをごみ収集カレンダーに記載) 				

※平成21年3月現在

表 3-3 分別区分と収集体制（三芳町）

大区分 中区分		項目	ごみの種類(小区分)	排出容器	ステーション 容器	収集容器	収集車両	他品目との 混載	収集回数	収集場所	収集の対象	収集体制	処理施設
可燃ごみ			生ごみ、紙くず、ゴム・革製品(30cm未満)、葉・枝(30cm未満)、座ぶとんなど	乳白半透明・透明の袋			パッカー車	無	週2回	ステーション	一般家庭	委託	ふじみ野市上福岡清掃センター
粗大ごみ・ 不燃ごみ	粗大ごみ	掃除機、プラスチック製衣装箱、スキー板・靴、家具、自転車、一斗かん、ポット、フライパン、ゴム・革製品、カーペットなど	そのまま			可燃性: パッカー車 不燃性: 平ボディ車	無(可燃性と不燃性を混載)	2週に1回	ふじみ野市上福岡清掃センター (可燃性粗大ごみ) 三芳町清掃工場 (不燃性粗大ごみ)				
	不燃ごみ	かさの骨、スプレーかん・携帯用ガスボンベ、金属製のオモチャ、陶器類、アルミホイル、ペンキ・オイルかん、電球、ガラス類など	住民が用意した容器	中身のみ	平ボディ車 ダンプ車	不燃ごみ、 有害ごみ、 容器包装以外 のプラスチック類を 混載	三芳町清掃工場						
	有害ごみ	乾電池、水銀体温計	指定袋	平ボディ車 ダンプ車									
		蛍光灯	透明の袋	平ボディ車 ダンプ車									
かがみ	透明の袋	平ボディ車 ダンプ車											
容器包装以外の プラスチック類	ペン、定規、オモチャ、筆箱、浮き輪、駆くし、レジャーシート、歯ブラシ、ホース、スポンジ、ハンガー、CDなど	透明の袋	平ボディ車 ダンプ車										
資源ごみ	かん	飲料用のかん	指定なし	コンテナ(青)	平ボディ車	無(2種のコンテナをまとめて積載)	2週に1回	ステーション	一般家庭	委託	資源化業者		
		飲料用以外のかん	指定なし	コンテナ(黄)									
	びん・ペットボトル	透明のびん	指定なし	コンテナ(青)	平ボディ車	一部有 (ペットボトルの一部を平ボディ車)							
		色つきのびん	指定なし	コンテナ(緑)									
		ペットボトル	透明の袋	平ボディ車									
	古紙類	新聞紙・チラシ	ひも束	パッカー車 平ボディ車	無								
		雑誌類	ひも束										
		ダンボール	ひも束										
		布類	ひも束										
		紙パック	ひも束										
容器包装 プラスチック類	お菓子やパンなどの袋、スーパーのレジ袋、ラップ、卵パック、食品トレイ、洗剤・シャンプーなどの容器など	透明の袋	パッカー車	無	週1回	三芳町清掃工場							
区分	ごみの種類								住民への広報				
町が受け入れられないごみ (適正処理困難物)	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、パソコン、タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、バイク、ペンキかん、コンクリート・レンガブロック、土砂・灰、オイル・WAX(中身があるもの)、農薬や特殊薬品の入っていたびん・かん								<ul style="list-style-type: none"> ・購入店やメーカーに相談することを表記 ・専門業者に処分依頼することを表記 ・医療系廃棄物については、関係医療機関に依頼することを表記 				

※平成21年3月現在

(2) 事業系ごみ

現在、本地域には旧上福岡市、旧大井町、三芳町のごみ処理体勢が継続されています。このため、本地域では各清掃センターに搬入される事業系ごみの許可収集物や持込許可物に相違があります。今後は事業系ごみの受入に対する考え方を明らかにし、事業者の理解を得ながら、受入方法を統一していく必要があります。

各地区の許可収集物や受入搬入物を表 3-4 に示します。

表 3-4 事業系ごみの許可収集物と受入搬入物

ごみの種類	ふじみ野市				三芳町	
	上福岡地区		大井地区		許可収集物	持込許可物
	許可収集物	持込許可物	許可収集物	持込許可物		
もえるごみ	○	○			○	○
木くず・紙くず・繊維くず・厨芥類に限定			○	○		
もえないごみ	×	○	×	×	○	○
粗大ごみ	×	○	×	×	○	○
古紙類	×	○	×	×	○	○
びん	×	○	×	×	○	○
かん	×	○	×	×	○	○
ペットボトル	×	○	×	×	○	○
容器包装プラスチック類	×	○	×	×	○	○

(平成21年3月現在)

2 ごみの排出量

両市町のごみの排出量の推移を図 3-1～図 3-3 に示します。

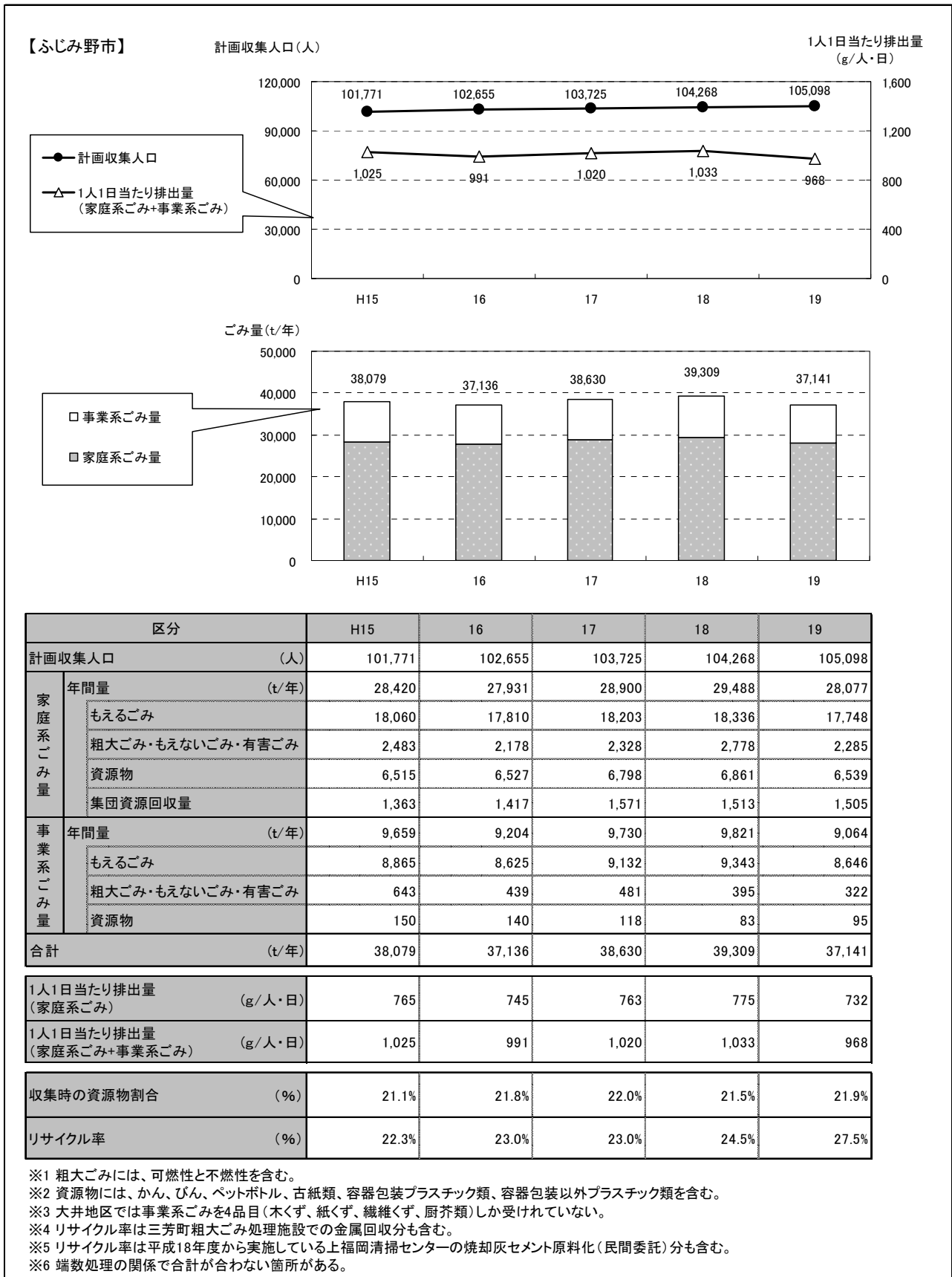


図 3-1 ごみ排出量の推移 (ふじみ野市)

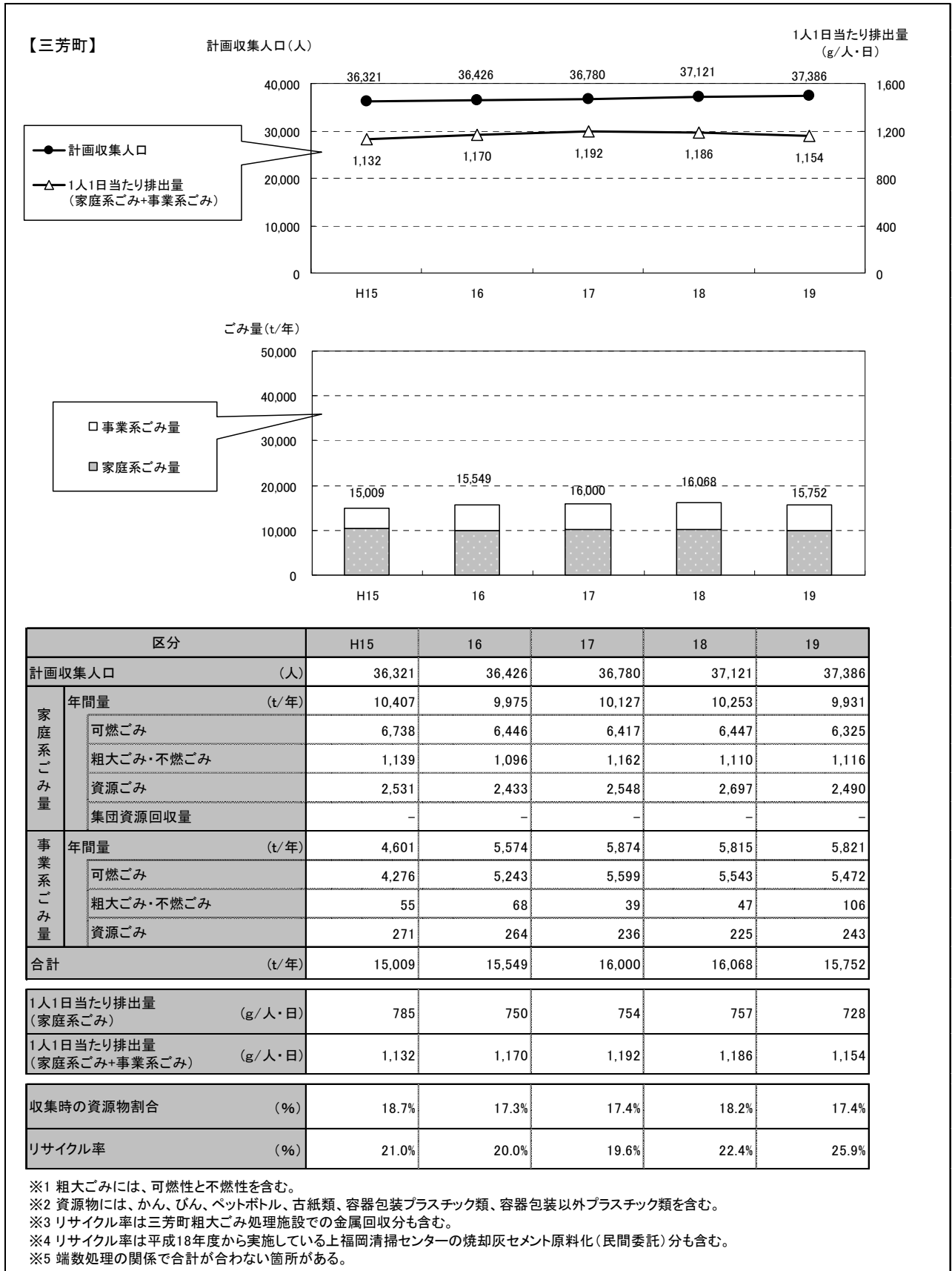


図 3-2 ごみ排出量の推移 (三芳町)

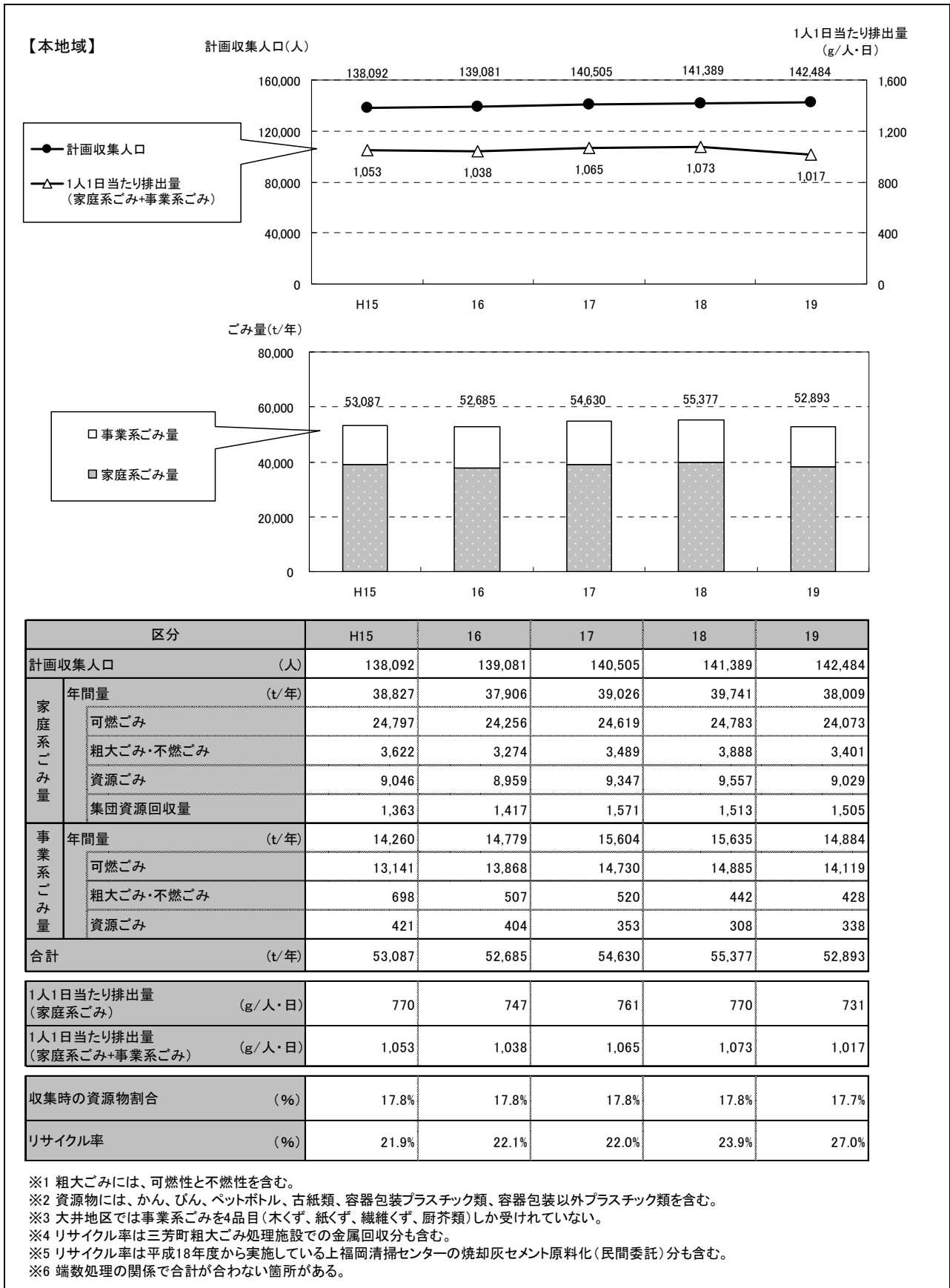


図 3-3 ごみ排出量の推移 (本地域)

3 ごみ質

ふじみ野市上福岡清掃センター及び大井清掃センターに搬入された焼却処理対象ごみの組成を図3-4に示します。

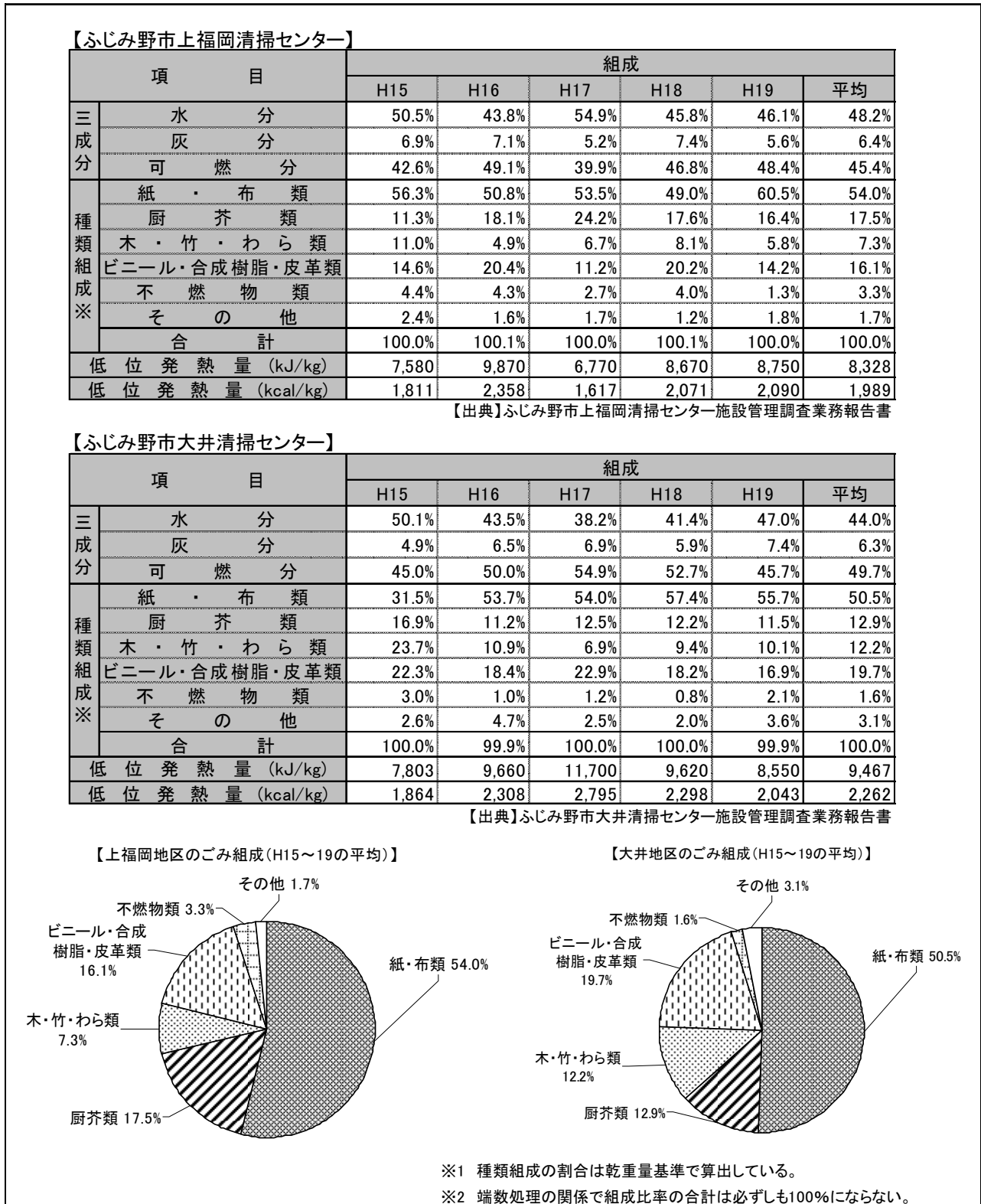
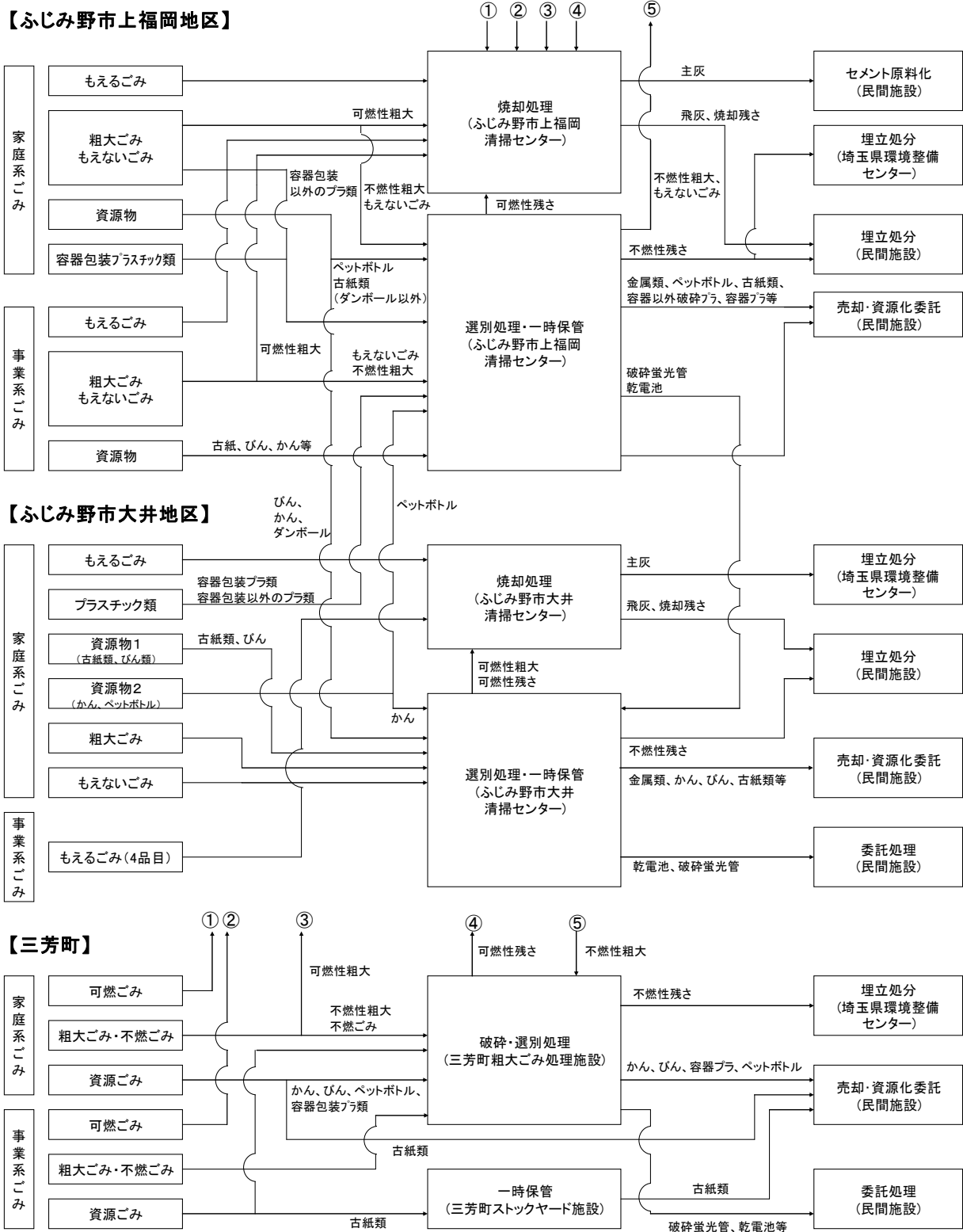


図3-4 焼却処理対象ごみの組成

4 ごみ処理体制

両市町の平成19年度のごみ処理フローを図3-5に示します。



※1 上福岡地区の不燃性粗大ごみのうち、「自転車」は大井清掃センターに直接搬入されている。
 ※2 上福岡地区の事業系の資源物については、公共施設から排出されるもの及び業者により直接搬入されるものは上福岡清掃センターで受け入れている。
 ※3 上福岡地区について、一部の業者収集分の可燃性粗大ごみ、有害ごみ、スプリングマット、ソファ、自転車、容器包装以外のプラスチック類は、上福岡清掃センターに搬入されている。もえないごみと不燃性粗大ごみは混載され、三芳町粗大ごみ処理施設に直接搬入されている。
 ※4 大井地区の事業系ごみについて、公共施設から排出されるごみは、家庭系ごみと同様の品目を受け入れている。
 ※5 三芳町について、事業系古紙類は、事業者と資源化業者(紙問屋)が直接取引しているものがあるが、ここでは表記しない。

図 3-5 処理フロー

5 中間処理

現在、本地域の各施設において、本地域で発生する資源物及びごみを処理しています。

本地域の中間処理施設の概要を表 3-5 に、中間処理施設及び最終処分場の位置を図 3-6 に示します。

表 3-5 中間処理施設

施設名	受入対象地域	竣工年月	処理能力	所在地	備考
ふじみ野市上福岡清掃センター					
焼却施設	上福岡地区 大井地区(一部) 三芳町	S49.2 (H12~14改修)	90t/24h×2炉	埼玉県ふじみ野市 駒林1104	全連続燃焼式ストーカ炉
空缶圧縮設備	-	S50	1.29t/h	同上	使用不能
不燃瀬戸物破砕設備	上福岡地区 大井地区	S50	3.52t/h	同上	ガラス、セトモノの破砕設備
蛍光管破砕設備	-	H9	30kg/h	同上	使用不能
硬質プラ破砕設備	上福岡地区 大井地区	H17	30m ³ /h	同上	容器包装以外プラの破砕設備
一時保管場所	上福岡地区 大井地区	H9	738m ²	同上	容器プラ、容器以外プラ、ペットボトル、古紙、古布、有害ごみ、その他のびんの一時保管場所
ふじみ野市大井清掃センター					
焼却施設	大井地区	H9.1	2.5t/h	埼玉県ふじみ野市 大井武蔵野1385	全連続燃焼式ストーカ炉
空缶圧縮設備	上福岡地区 大井地区	H10	0.8t/h	埼玉県ふじみ野市 大井武蔵野1384-1	アルミ缶、スチール缶の選別・圧縮設備
コンテナ洗浄設備	大井地区	H10	500個/h	同上	びん、かん収集コンテナの洗浄設備
選別施設	大井地区	H19.3	300m ² 程度	同上	もえないごみ、びんなどの選別施設
一時保管場所	上福岡地区 大井地区	H11.3	200m ² 程度	埼玉県ふじみ野市 大井武蔵野1388	白色発泡スチロール・白色発泡トレイ、もえないごみ、アルミ混物、金属類、有害ごみの一時保管場所
		H11.3	130m ² 程度	埼玉県ふじみ野市 大井武蔵野1385	ガラス、セトモノ、かんのプレス物、灰から回収した金属類の一時保管場所
三芳町清掃工場					
三芳町粗大ごみ処理施設	三芳町 上福岡地区	S57.3	30t/5h	埼玉県入間郡三芳町 大字上富1598-5	可燃物、不燃物、金属類
缶圧縮設備	三芳町	H11	1.0t/h	同上	アルミ缶、スチール缶の選別・圧縮設備
廃蛍光管破砕設備	三芳町	H11	直管形:3,000本/h 環形:1,000本/h	同上	廃蛍光管の破砕設備
容器洗浄設備	三芳町	H14	120ケース/h	同上	びん、かん収集コンテナの洗浄設備
三芳町ストックヤード施設	三芳町	H18.3	510m ²	埼玉県入間郡三芳町 大字上富1598-3	古紙類の一時保管施設



ふじみ野市上福岡清掃センター



ふじみ野市大井清掃センター



三芳町清掃工場



図 3-6 現有施設位置

6 最終処分

本地域の最終処分場の概要を表 3-6 に示します。

表 3-6 最終処分場

施設名	受入対象地域	竣工年月	埋立容量	所在地	備考
ふじみ野市一般廃棄物最終処分場	大井地区	H5	9,996m ³	埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1489	遮水シートあり、水処理は焼却施設にて行う
三芳町最終処分場	三芳町	H4.4	15,590m ³	埼玉県入間郡三芳町大字上富1598-4	遮水工あり、水処理施設あり



ふじみ野市一般廃棄物最終処分場



三芳町最終処分場

7 ごみ処理費用

両市町のごみ処理費用（し尿処理含む）の推移を図 3-7、図 3-8 に示します。

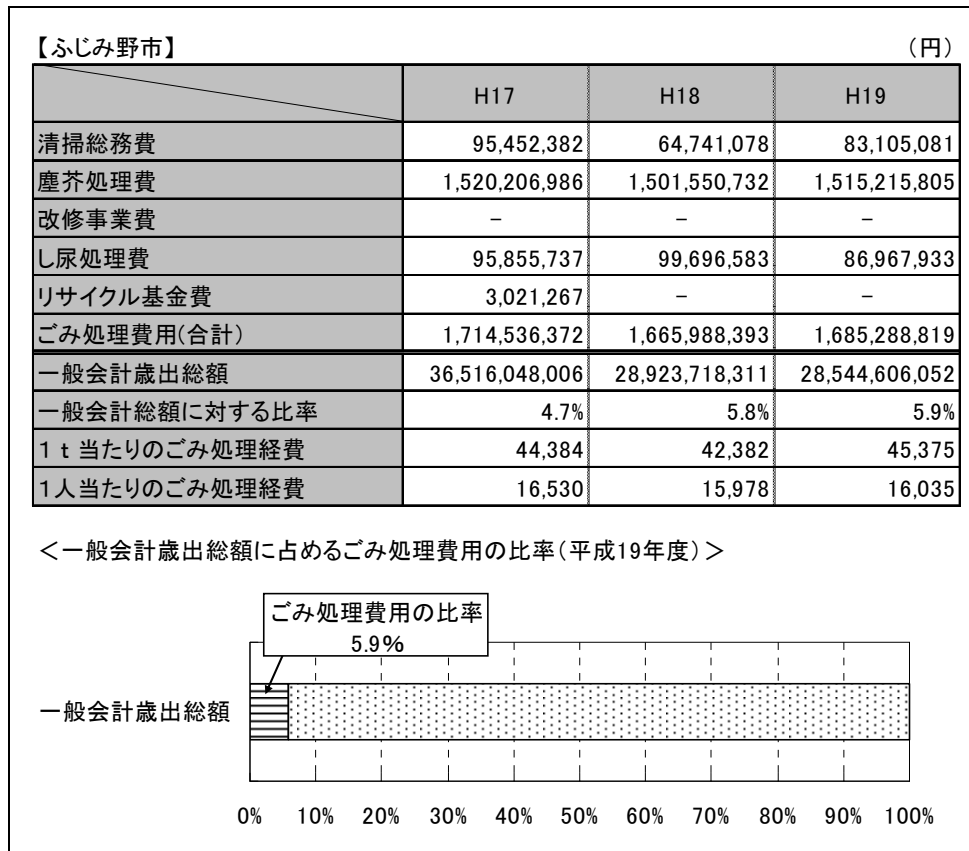


図 3-7 ごみ処理費用（ふじみ野市）

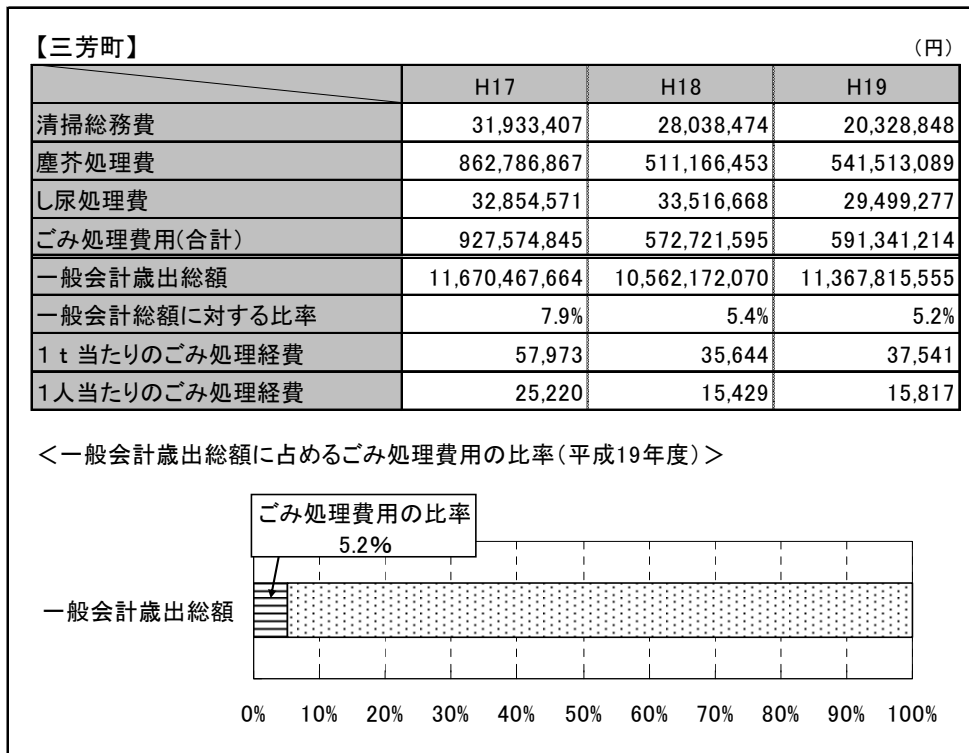


図 3-8 ごみ処理費用（三芳町）

第2節 ごみ処理の課題

ごみ処理の現状と課題については「ふじみ野市ごみ処理広域化基本構想」及び両市町の「一般廃棄物処理基本計画」に記載されたとおりですが、本計画では、上記計画策定後の状況をふまえて、主な現状と課題を整理します。

1 分別区分と収集体制

現在、両市町では分別区分が異なっており、さらにふじみ野市の中でも旧市町によって分別区分が一部異なっています。このような現状をふまえて、ふじみ野市では市内での統一に向けた検討が行われています。

将来の広域化にあたっては効率的な処理に向けて、両市町において出来るだけ分別区分を統一することが必要になります。

また、収集体制についても収集容器や収集車両の統一やバランスの取れた収集日の設定を行うことも必要です。

2 ごみ排出量

両市町とも平成18年度まで増加傾向を示していましたが、平成19年度はいずれも減少しています。しかし依然として全国平均よりは高い値となっているため、減量化を進める必要があります。特に、事業系ごみについては全体量に占める割合が多く、両市でもその総量の把握に努めていますが、今後も継続調査することにより減量化に向けた施策を検討する必要があります。

3 ごみ質

ごみ質は依然として「紙・布類」「厨芥類」及び「ビニール・合成樹脂・皮革類」の全体に占める割合が80～90%と高く、これらの中には資源化可能なものが含まれているため、資源化の推進を進め、合わせて減量化を図る必要があります。

特に、高カロリーであるビニール・合成樹脂・皮革類については両市町では分別収集していますが、依然として家庭系燃やすごみ中に含まれているとともに、事業系ごみ中にも多く含まれているため、現在の焼却施設を広域化まで確実に使用し続けるためにもこれらの対策が急がれています。

4 ごみ処理体制

現在、両市町で一部のごみを共同処理していますが、減量化・資源化施策は市町別に実態をふまえて計画しています。今後は、物質循環の確保を目指して、まず、共同処理を互いに行っている品目(もえるごみ、もえないごみ及び粗大ごみ)の基準を再検討し、統一した減量化・資源化施策の策定を両市町で行う必要があります。

また、本地域における事業系ごみの定義、また、事業系のもえるごみのうち、どの品目を受け入れるべきかを事業者処理責任に基づいて決定しなくてはなりません。その際、家庭系ごみの適正処理に影響を及ぼさないようにすることとし、また、本地域の産業構造及び焼却炉の状

況などもふまえる必要があります。

5 中間処理

本地域では、ふじみ野市（上福岡地区と大井地区）、三芳町それぞれの施設において、資源物及びごみを中間処理しています。一部の品目は共同処理などを行っていますが、いずれにしても、同じ機能の施設が複数存在している状況にあります。一般的に、同じ種類の資源物及びごみを複数施設において処理することは効率的でなく、長期的に見ても維持管理費がかさむこととなり非経済的であると考えられます。

一方では老朽化が激しい施設もあり、体制の維持が年々難しくなっている状況にあります。

このような背景をふまえ、循環型社会の形成に向けた資源化や適正処理を推進する上での課題には、以下のことが考えられます。

- ・ごみ処理施設が分散していることから、効率的な処理が難しい。
- ・本地域の全てのごみ処理施設が老朽化している。
- ・燃やすごみからの熱回収が十分ではない。
- ・災害廃棄物への対応が現時点では十分ではない。

以上より、新たな施設を整備するなどの対応が必要です。また、その適合地の検討も必要です。

6 最終処分

本地域は、最終処分を委託している状況ですが、今後は、循環型社会の形成に向けて、排出段階での減量化及び資源化をさらに推進するとともに、焼却灰の熔融などによる中間処理段階での減量化及び資源化を推進し、最終処分量が最小になるようなシステムを構築する必要があります。また、埋立物からの浸出水に関して、埋立物の安定化と無害化を考慮しつつ、浸出水処理体制の整備を検討する必要があります。

併せて計画的な最終処分先の確保が課題と考えられます。

7 ごみ処理費用

両市町では、それぞれごみ処理施策を実施してきたため、結果としてごみ処理に関する経費も異なっています。また、施設が複数存在すること、老朽化が進んでいることなどからごみ処理事業に係る経費は他市町に比べても比較的高い水準にあります。今後は住民サービスを維持しながらもできるだけコスト削減に努める必要があります。したがって、新施設の整備に向けても経済性を重視した対応が望まれています。

第3節 ごみ量予測

1 はじめに

(1) 検討の目的

本計画では、新ごみ処理施設の施設規模（処理能力）を算定するため、将来ごみ量の予測を行いました。

将来ごみ量は、ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画（平成19年策定）及び三芳町一般廃棄物処理基本計画（平成18年策定）にて予測されている数値を基に、計画策定以後の実績を考慮して予測しました。

(2) 前提条件

ごみ量の実績整理及び予測においては、以下を前提条件としました。

- 実績及び予測は、一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）に基づき、両市町で別々に行う。
- 地域全体のごみ量は、両市町の実績及び予測結果を合計することで算出する。
- 人口実績は、両市町の住民基本台帳人口（12月末時点）を用いる。
- 将来人口は、「ふじみ野市総合振興計画（平成20年）」、「三芳町第4次総合振興計画（平成18年）」にて計画された人口とする。
- ごみ量実績は平成15年度から平成19年度までの5年間を整理し、予測期間は平成20年度から平成34年度までの15年間とする。
- 新ごみ処理施設の稼働は平成28年度とする。
- 新ごみ処理施設の種類は、リサイクルセンター、灰溶融施設及び熱回収施設とする。

2 ごみ量予測の概略手順

ごみ量予測の概略手順は図3-9のとおりです。

具体的には、以下の太枠で示すとおり、フェーズ（段階）として、「実績の整理」、「現状施策での予測」、「一廃計画を反映した予測」、「本計画で採用する予測」の4段階構成です。

なお、各フェーズのポイントを端的に表現すると以下のとおりとなります。

また、各フェーズの算定結果をイメージで表すと図3-10のとおりとなります。

○フェーズ1 実績の整理

ふじみ野市と三芳町の実績を整理し、必要に応じて一部補正する。

○フェーズ2 現状施策での予測

過去5年の推移から見た将来ごみ量を、統計的手法によって予測する。

○フェーズ3 一廃計画を反映した予測

フェーズ2の結果に対し、両市町の一廃計画にて見込んでいる減量化、資源化施策を「完全に」反映させた将来ごみ量を算出する。

○フェーズ4 本計画で採用する予測

フェーズ3の結果に対し、現状施策での予測（フェーズ2）と比較して実現性を推測する。その上で、国や県の各種目標値を念頭に置きながら、インフラ施設整備の観点から安全率を見

込んだ将来ごみ量を設定する。

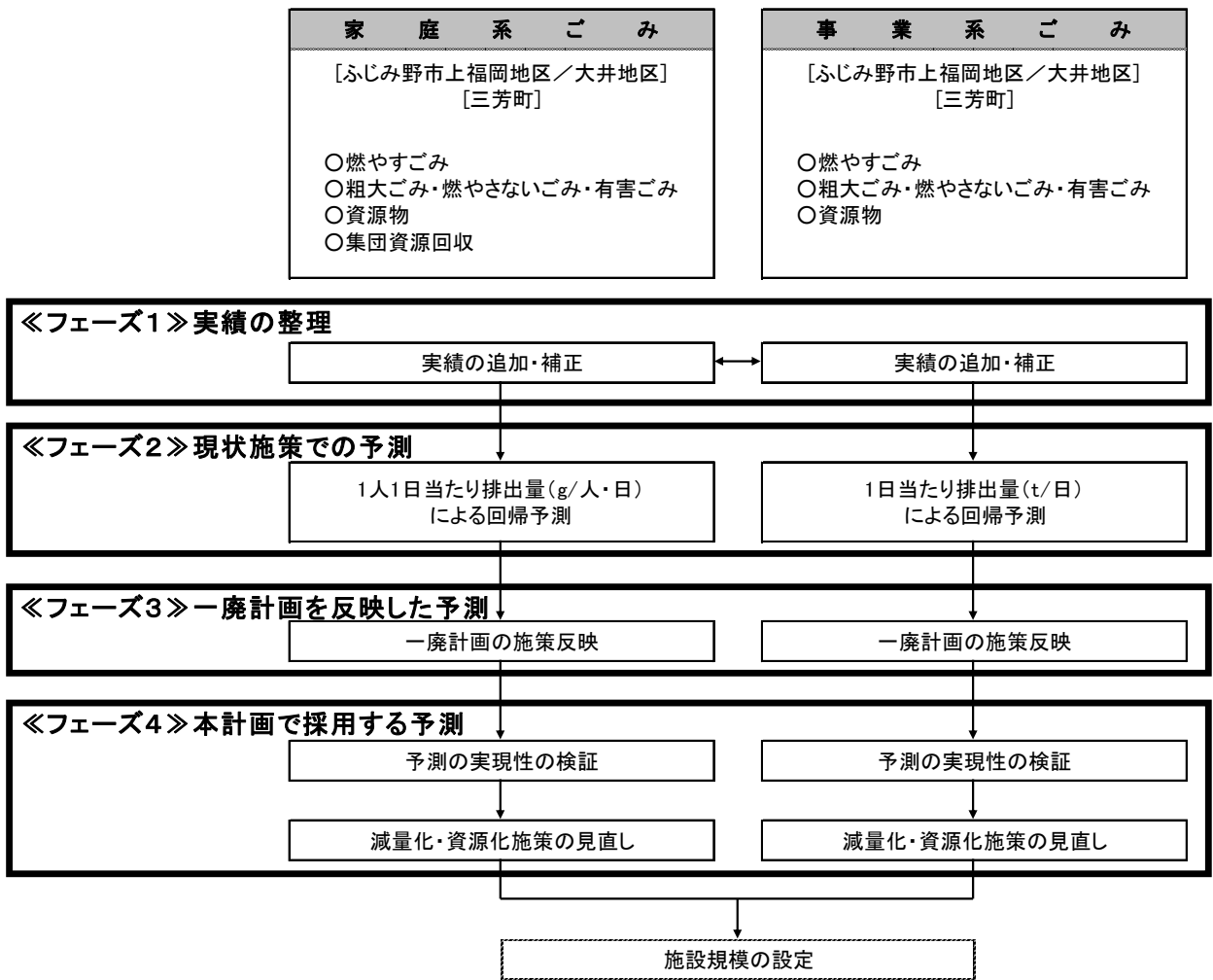


図 3-9 ごみ量予測の概略手順

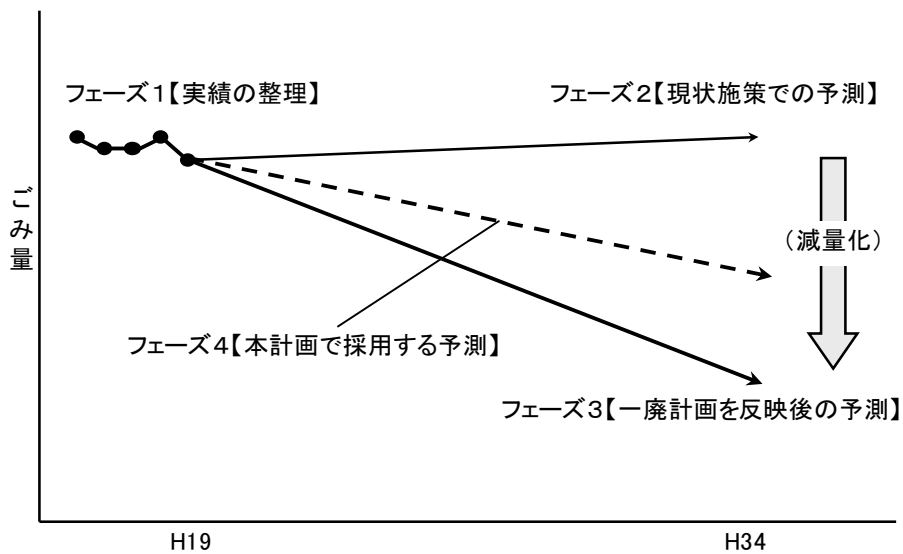


図 3-10 各フェーズの算定結果 (イメージ)

3 ふじみ野市の予測手順

フェーズ1～4に基づき、ふじみ野市のごみ量を予測しました。

(1) フェーズ1《実績の整理》

一廃計画策定後の平成18年度～19年度実績を整理します。

なお、清掃センターに搬入されるごみ量及びセンター内で処理される量を整理し、資源物に含まれる異物などの未計量部分を補完します。

(2) フェーズ2《現状施策での予測》

現状の施策がそのまま継続した場合のごみ量を予測します。

過去の実績値（1人1日当たりの排出量など）をもとに、統計的予測（回帰予測）により将来を推計します。

回帰予測のイメージを図3-11に示します。

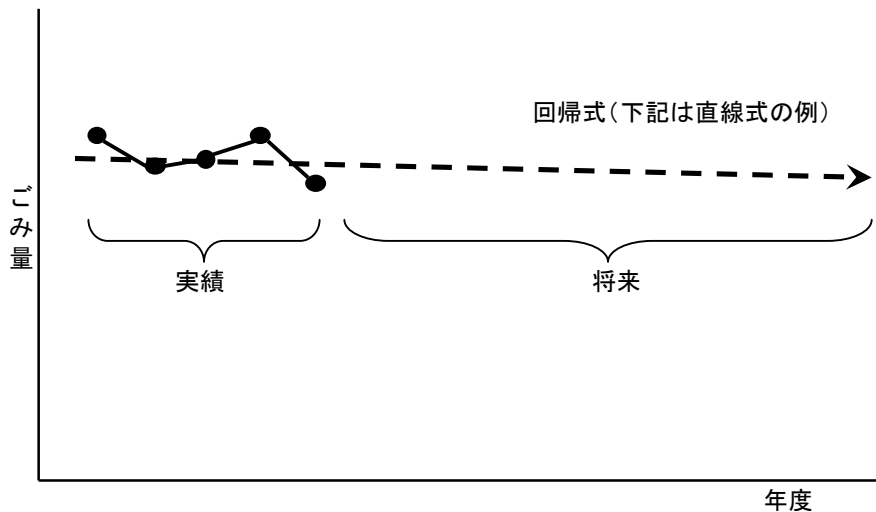


図3-11 回帰予測のイメージ

ごみ量算出までの手順を図 3-12 に示します。

フェーズ 1 で整理した、燃やすごみ、資源物など、図 3-12 に示す 7 区分の原単位（実績）それぞれに回帰式を 6 種類当てはめ、最も相応しいと思われる式を選定します（図中①）。

次に、選定した式の将来予測値に将来人口（図中②）を乗じ、さらに 365 日をかけて将来ごみ量（図中③）を算出します。

なお、資源物や粗大ごみ・燃やさないごみ・有害ごみのような細分化が必要なごみについては、直近の平成 19 年度の搬入量割合で按分します。

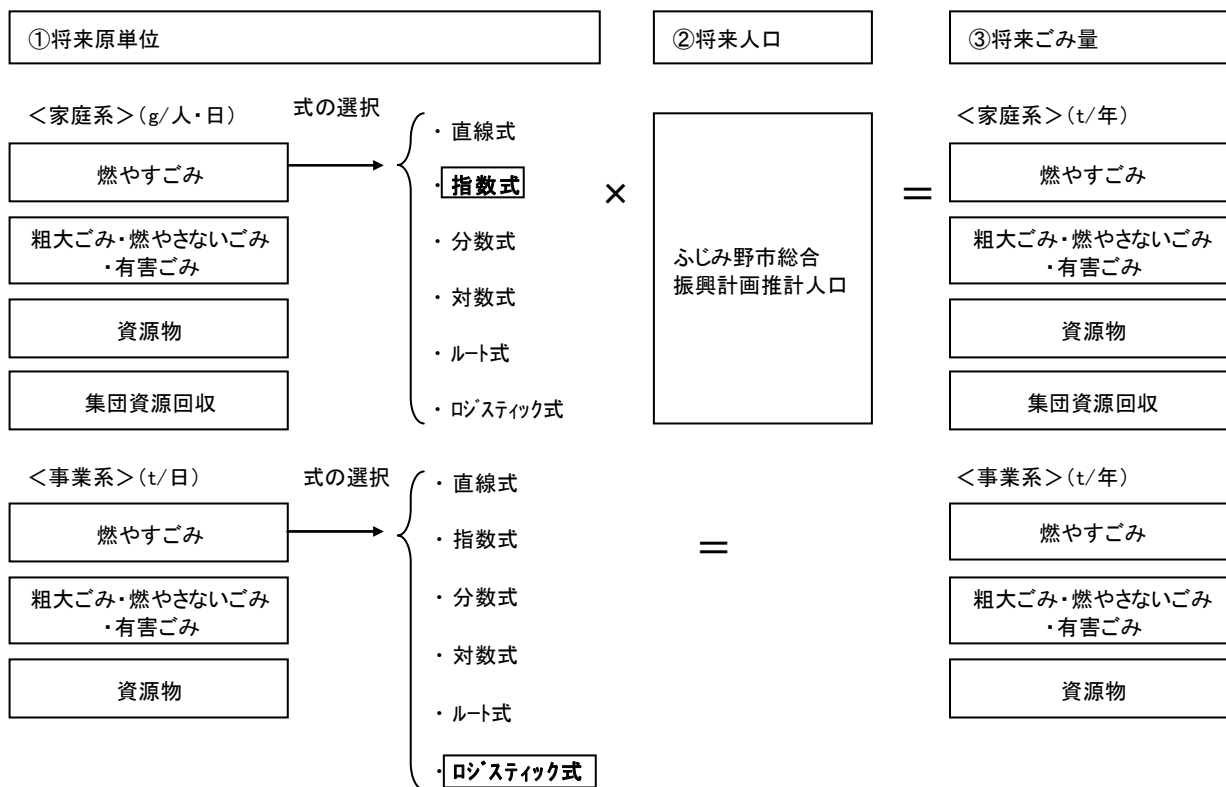


図 3-12 ごみ量算出までの手順

(3) フェーズ3 <一廃計画を反映した予測>

ふじみ野市一廃計画では、減量化及び資源化に係る数値目標を設定し、達成のために施策を掲げています。本フェーズでは、一廃計画の施策実施による減量化・資源化効果を「完全に」見込み、一廃計画の施策効果が最大限発揮された場合の将来ごみ量を推定しました。

フェーズ2の「現状施策での予測」結果に一廃計画を反映させたイメージを図3-13に示します。また、ふじみ野市一廃計画数値目標を表3-7に、一廃計画で効果が数値化されている減量化及び資源化施策を表3-8に示します。

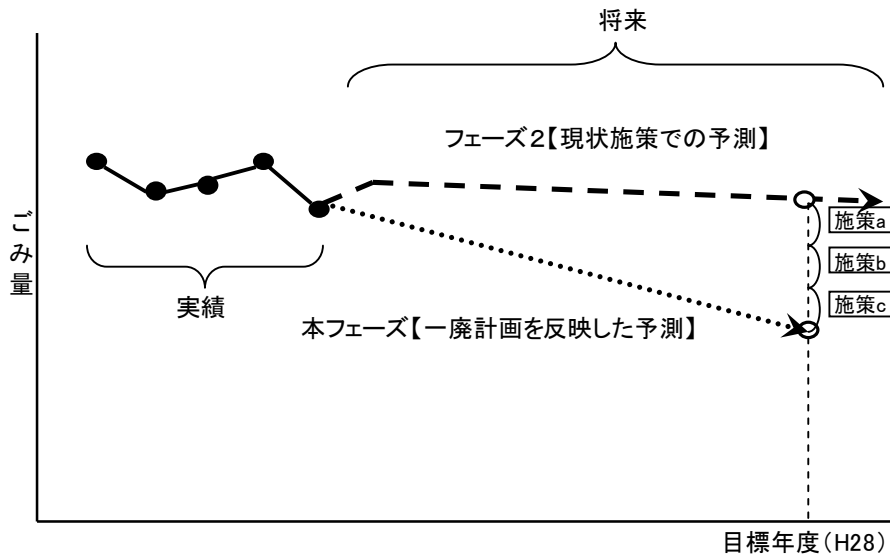


図 3-13 一廃計画の減量化施策反映後のごみ量（イメージ）

表 3-7 ふじみ野市一廃計画数値目標

●減量化率：
（家庭系ごみ）平成28年度までに1人1日当たり排出量 4% 削減（平成17年度比）
（事業系ごみ）平成28年度までに年間総排出量 27% 削減（平成17年度比）
●リサイクル率：平成28年度までに 29.3% 達成
●最終処分率※：平成28年度までに 9.8% 達成

※最終処分率は最終処分量の総排出量に対する割合

表 3-8 ふじみ野市一廃計画で効果が数値化されている減量化及び資源化施策

施策
①マイバッグ運動や過剰包装拒否などによりレジ袋などの容器包装を発生抑制する。
②生ごみの水切りやエコクッキングなどにより厨芥類を減量する。
③生ごみコンポスターを普及させ、厨芥類を減量化・資源化する。
④落ち葉を一時保管し、利用希望者へ提供する。
⑤分別排出を徹底し、家庭系資源物は清掃センターで処理し、事業系資源物は排出事業者が処理する。

(4) フェーズ4《本計画で採用する予測》

本フェーズでは、フェーズ3の結果に対し、フェーズ2の現状施策での予測と比較して実現性を検証します。その上で、国や県の各種目標値を念頭に置きながら、インフラ施設整備の観点から安全率を見込んだ将来ごみ量を設定します。

「実現性の検証」については次の①にて、「国や県の各種目標値の念頭の置いた上での安全率の見込み方」については、②にて説明します。

①フェーズ3の一廃計画反映ごみ量の検証

一廃計画は策定後2年程度経過しており、策定後の実績も出てきているため、実績をふまえた現状施策での予測（フェーズ2）と一廃計画を反映した予測（フェーズ3）を比較し、将来目標の達成に係る実現性を検証します。

なお、リサイクル目標と最終処分目標はごみ処理施設に大きく依存することから、「減量目標」を対象に検証します。また、人口増減の影響を除くため、以下に示すごみ量で検証します。

ア) 家庭系ごみ1人1日当たり排出量（資源物含む）（g/人・日）

イ) 事業系ごみ1日当たり排出量（t/日）

ウ) 家庭系ごみと事業系ごみ合計の1人1日当たり排出量（g/人・日）

国及び県の目標達成検証の詳細内容を「5 本計画で採用する将来ごみ量 (1) ①国及び県の数値目標達成検証」に記載します。

一廃計画で掲げた目標達成の実現性検証の詳細内容を「5 本計画で採用する将来ごみ量 (1) ②達成実現性の検証」に記載します。

②本計画で採用する予測の決定

①の検証結果からは、一廃計画策定後の実績をふまえて将来を見通すと、一廃計画の減量目標達成が困難な状況にあると考えられます。一方では、循環型社会形成や環境負荷の低減を推進していく上で、困難な状況に立ち向かう必要性も十分考えられます。そこで本計画では現状を考慮しつつ、国や県の目標に基づく減量化と資源化を進めることを考慮し、以下の条件にて本計画で採用するごみ量を算定します。

ア) 両市町の一廃計画の減量化及び資源化の考え方を踏襲しつつ、減量化及び資源化施策の達成率を設定する。

イ) 達成率については、「第6次埼玉県廃棄物処理基本計画」にて掲げられている目標を最低限満足する範囲で設定する。

上記の条件で予測した将来ごみ量について、国及び県の目標達成検証をした結果を「5 本計画で採用する将来ごみ量 (2) 本計画で採用する将来ごみ量」に記載します。

4 三芳町の予測手順

フェーズ1～4に基づき、三芳町のごみ量を予測しました。

(1) フェーズ1《実績の整理》

「3 ふじみ野市の予測手順 (1) フェーズ1」と同様です。

(2) フェーズ2《現状施策での予測》

「3 ふじみ野市の予測手順 (2) フェーズ2」と同様です。

(3) フェーズ3《一廃計画を反映した予測》

三芳町一廃計画では、減量化及び資源化に係る数値目標を設定しています。本フェーズでは、一廃計画で掲げられた数値目標を「完全に」達成することを見込み、将来ごみ量を推定しました。

フェーズ2の「現状施策での予測」結果に一廃計画を反映させたイメージを図3-14に示します。また、三芳町一廃計画数値目標を表3-9に示します。

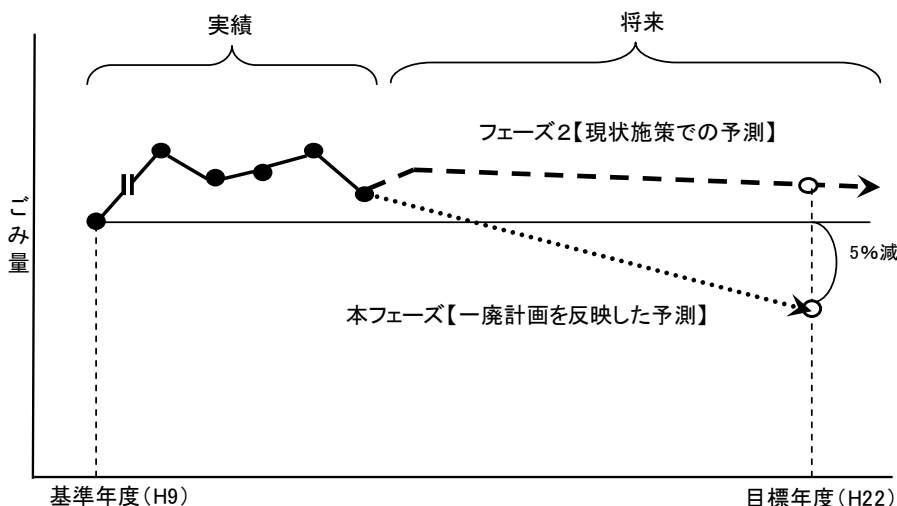


図 3-14 一廃計画の減量化施策反映後のごみ量（イメージ）

表 3-9 三芳町一廃計画数値目標

<ul style="list-style-type: none"> ●減量化率： 平成22年度までに1人1日当たり排出量 5%削減（平成9年度比） ●リサイクル率： 平成22年度までに 24%以上 ●最終処分率*： 将来的に ゼロを目指す
--

*最終処分率は最終処分量の総排出量に対する割合

(4) フェーズ4《本計画で採用する予測》

「3 ふじみ野市の予測手順 (4) フェーズ4」と同様です。

5 本計画で採用する将来ごみ量

両市町の一廃計画を反映したごみ量（フェーズ3）に対し、現状施策での予測（フェーズ2）と比較して実現性を検証します。その上で、国や県の各種目標値を念頭に置きながら、インフラ施設整備の観点から安全率を見込んだ将来ごみ量を設定します。

(1) フェーズ3の一廃計画反映ごみ量の検証

①国及び県の数値目標達成検証

フェーズ3にて予測した将来ごみ量について、国や県の数値目標の達成見込みをごみ量に関する指標（減量化率、リサイクル率など）ごとに比較します。また、比較はふじみ野市、三芳町、本地域全体の視点から行います。

ここで、リサイクル率と最終処分量は熱回収施設にて灰溶融処理の有無に大きく影響されます。例えば、灰溶融により生成したスラグを資源物として扱う場合、リサイクル率は上昇し、最終処分量は減少することとなります。したがって、本計画では、処理方式が未決定であることから灰溶融する場合としない場合とに分けて目標達成度を検証することとします。

ふじみ野市では計画期間中に県の目標を達成する見込みです。また、灰溶融した場合に限り、国の目標を概ね達成することが可能です。

三芳町では計画期間中に県の目標を達成する見込みです。また、灰溶融した場合でも国の目標達成は困難である見込みです。

本地域全体でみると、計画期間中に県の目標を達成する見込みです。また、灰溶融した場合でも国の目標達成は困難である見込みです。

目標達成状況を表3-10～表3-13に示します。

表3-10 国及び県の数値目標

区分	国 「廃棄物処理基本方針（環境省告示第34号）」（平成13年）	国 「第2次循環型社会形成推進基本計画」（平成20年）	埼玉県 「第6次埼玉県廃棄物処理基本計画」（平成18年）
目標年	平成22年度	平成27年度	平成22年度
基準年	平成9年度	平成12年度	平成15年度
減量化率	平成22年度までに 排出量 5%削減 (平成9年度比)	平成27年度までに 1人1日当たりのごみ量を10%削減 1人1日当たり家庭から排出するごみ量 [※] と 事業所から排出される総ごみ量を それぞれ20%削減 (平成12年度比) ※資源回収されるものを除く。(粗大ごみは含む。)	県民1人1日当たりの排出量 [※] を 1,014g/(人・日)から975g/(人・日)へ 4%削減 (平成15年度比) ※集団回収量を含まない。
リサイクル率	平成22年度 24%	-	平成22年度 27%
最終処分量	平成22年度 おおむね半分に削減 (平成9年度比)	平成27年度 60%削減 (平成12年度比)	平成22年度 30%削減 (平成15年度比)

※県の計画にて目標とする減量化率は集団回収量が含まれていないが、計画書を基に集団回収量を含む減量化率を推定すると、同様に4%削減であると考えられる。

表 3-11 ふじみ野市（フェーズ3；一廃計画を反映した予測）

区分	国 「廃棄物処理基本方針(環境省告示第34号)」(平成13年)	国 「第2次循環型社会形成推進基本計画」 (平成20年)	埼玉県 「第6次埼玉県廃棄物処理基本計画」 (平成18年)
目標年	平成22年度	平成27年度	平成22年度
減量化率	未達成	一部達成	平成23年度に達成
灰溶融無 リサイクル率	平成18年度に達成済	-	平成19年度に達成済
最終処分量	平成28年度に達成	平成28年度に達成	平成19年度に達成済
灰溶融有 リサイクル率	平成18年度に達成済	-	平成19年度に達成済
最終処分量	平成28年度に達成	平成28年度に達成	平成19年度に達成済

表 3-12 三芳町（フェーズ3；一廃計画を反映した予測）

区分	国 「廃棄物処理基本方針(環境省告示第34号)」(平成13年)	国 「第2次循環型社会形成推進基本計画」 (平成20年)	埼玉県 「第6次埼玉県廃棄物処理基本計画」 (平成18年)
目標年	平成22年度	平成27年度	平成22年度
減量化率	未達成	未達成	平成21年度に達成
灰溶融無 リサイクル率	平成19年度に達成済	-	平成20年度に達成
最終処分量	未達成	未達成	平成19年度に達成済
灰溶融有 リサイクル率	平成19年度に達成済	-	平成20年度に達成
最終処分量	未達成	未達成	平成19年度に達成済

表 3-13 本地域（フェーズ3；一廃計画を反映した予測）

区分	国 「廃棄物処理基本方針(環境省告示第34号)」(平成13年)	国 「第2次循環型社会形成推進基本計画」 (平成20年)	埼玉県 「第6次埼玉県廃棄物処理基本計画」 (平成18年)
目標年	平成22年度	平成27年度	平成22年度
減量化率	未達成	未達成	平成21年度に達成
灰溶融無 リサイクル率	平成18年度に達成済	-	平成19年度に達成済
最終処分量	平成28年度に達成	未達成	平成19年度に達成済
灰溶融有 リサイクル率	平成18年度に達成済	-	平成19年度に達成済
最終処分量	未達成	未達成	平成19年度に達成済

②達成実現性の検証

フェーズ3では、両市町の一廃計画の施策実施による減量化・資源化効果を「完全に」見込み、一廃計画の施策効果が最大限得られた場合の将来ごみ量を推定しました。ここでは、一廃計画策定後の実績をふまえた将来予測（フェーズ2）と比較し、フェーズ3の結果の実現性を検証します。

検証項目について、リサイクル目標と最終処分目標は新施設の処理方式に大きく影響することから、減量目標を対象とします。また、人口増減の影響を除くため、以下に示す減量化に係る指標について、検証を行うこととします。

- ア) 家庭系ごみ1人1日当たり排出量（資源物含む）（g/人・日）
- イ) 事業系ごみ1日当たり排出量（t/日）
- ウ) 家庭系ごみと事業系ごみ合計の1人1日当たり排出量（g/人・日）

ア) 家庭系ごみ1人1日当たり排出量（資源物含む）（g/人・日）

両市町の家庭系ごみ1人1日当たり排出量の減量を図3-15に示します。

ふじみ野市では、一廃計画を反映させると、現状施策のごみ量推移に比べ、家庭から出るごみを1人1日16g減らすこととなります。これは、およそレジ袋1枚と食品トレイ1個の重さです。

一方、三芳町では、一廃計画を反映させると、現状施策のごみ量推移に比べ、家庭から出るごみを1人1日123g減らすこととなります。これは、およそレジ袋2枚と食品トレイ1個に加え、アルミ缶5個分を住民全員が毎日減らすことに相当します。

以上より、三芳町はふじみ野市に比べかなり大きな目標を設定していることになり、完全な達成は困難であると想定されます。

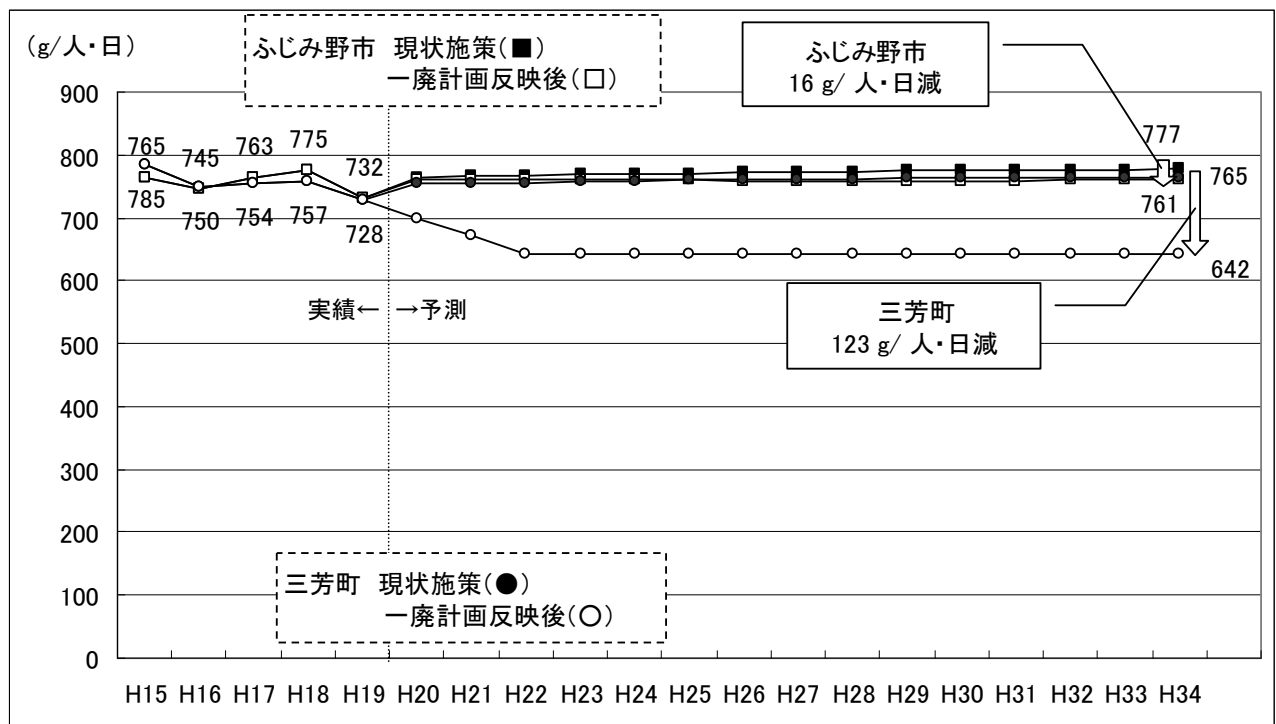
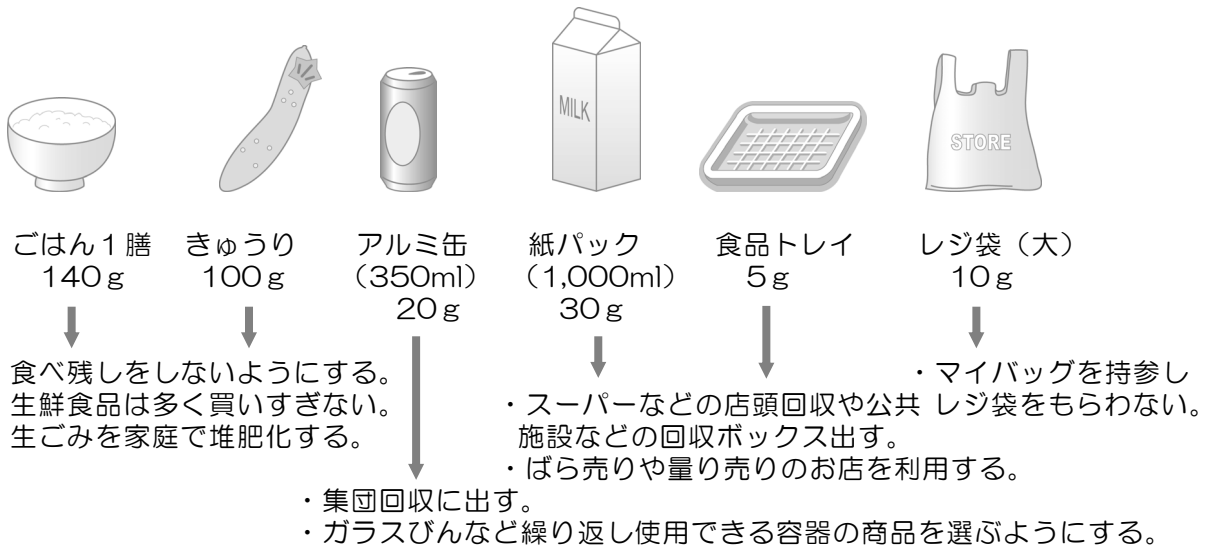


図3-15 家庭系ごみ1人1日当たり排出量の減量

【参考】 毎日の生活の中で出るごみの重さの目安と減量行動実践例



イ) 事業系ごみ 1日当たり排出量 (t/日)

両市町の事業系ごみ 1日当たり排出量の減量を図 3-16 に示します。

ふじみ野市では、一廃計画を反映させると、現状施策のごみ量推移に比べ、事業所から出るごみを 1日 8t 減らすこととなります。燃やすごみパッカー車 1 台の積載量を 2t とすると、毎日パッカー車 4 台程度を減らすこととなります。

一方、三芳町では、一廃計画を反映させると、現状施策のごみ量推移に比べ、事業所から出るごみを 1日 1t 減らすこととなります。同じく燃やすごみパッカー車で考えると 2 日で 1 台程度減らすこととなります。

以上より、ふじみ野市は一廃計画の中で事業系ごみの対策を重視しており、三芳町に比べ大きな目標を設定していますが、現状からの推移より、完全な達成は困難であることが想定されます。

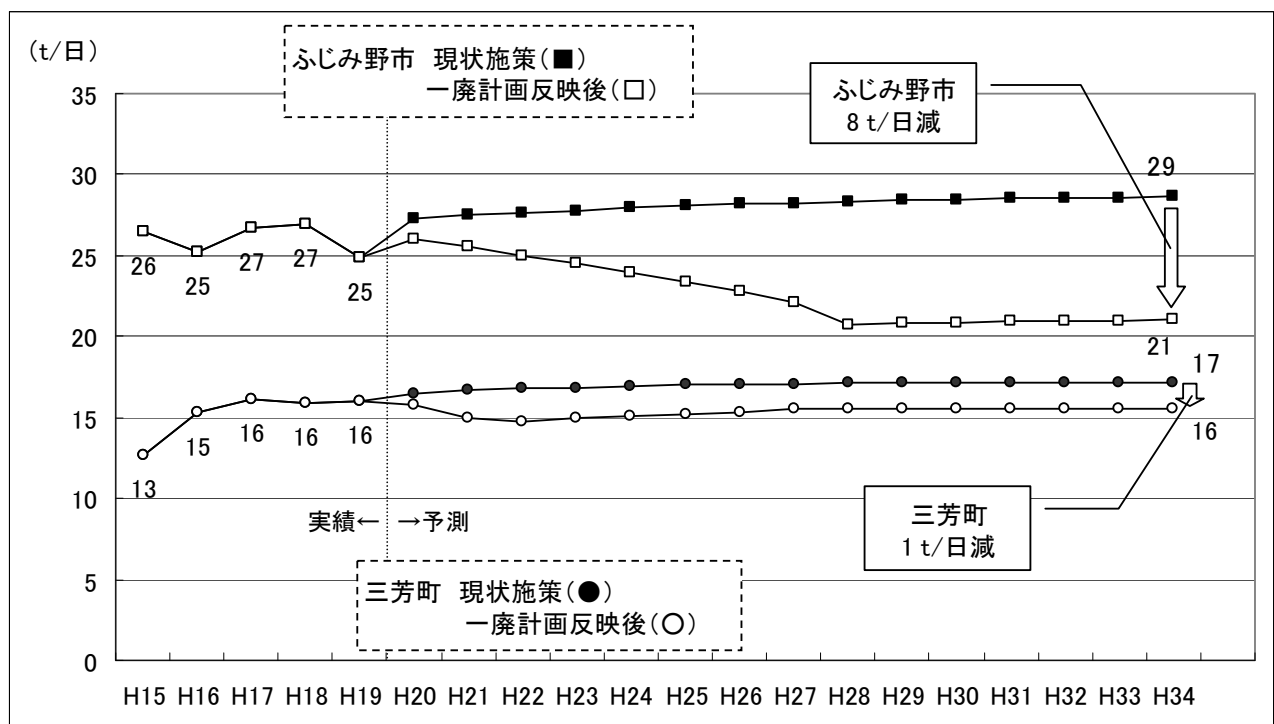


図 3-16 事業系ごみ 1日当たり排出量の減量

ウ) 家庭系ごみと事業系ごみ合計の1人1日当たり排出量 (g/人・日)

両市町の家庭系ごみと事業系ごみ合計の1人1日当たり排出量の減量を図3-17に示します。

ふじみ野市では、一廃計画を反映させると、現状施策のごみ量推移に比べ、家庭及び事業所から出るごみを1人1日80g減らすことになります。

一方、三芳町では、一廃計画を反映させると、現状施策のごみ量推移に比べ、家庭及び事業所から出るごみを1人1日162g減らすことになります。

ア) とイ) の実現性も合わせて考慮すると、三芳町の減量目標はかなり大きなものとなり、達成が困難であることが想定されます。また、ふじみ野市も現状からの推移より達成はやや困難であると想定されます。

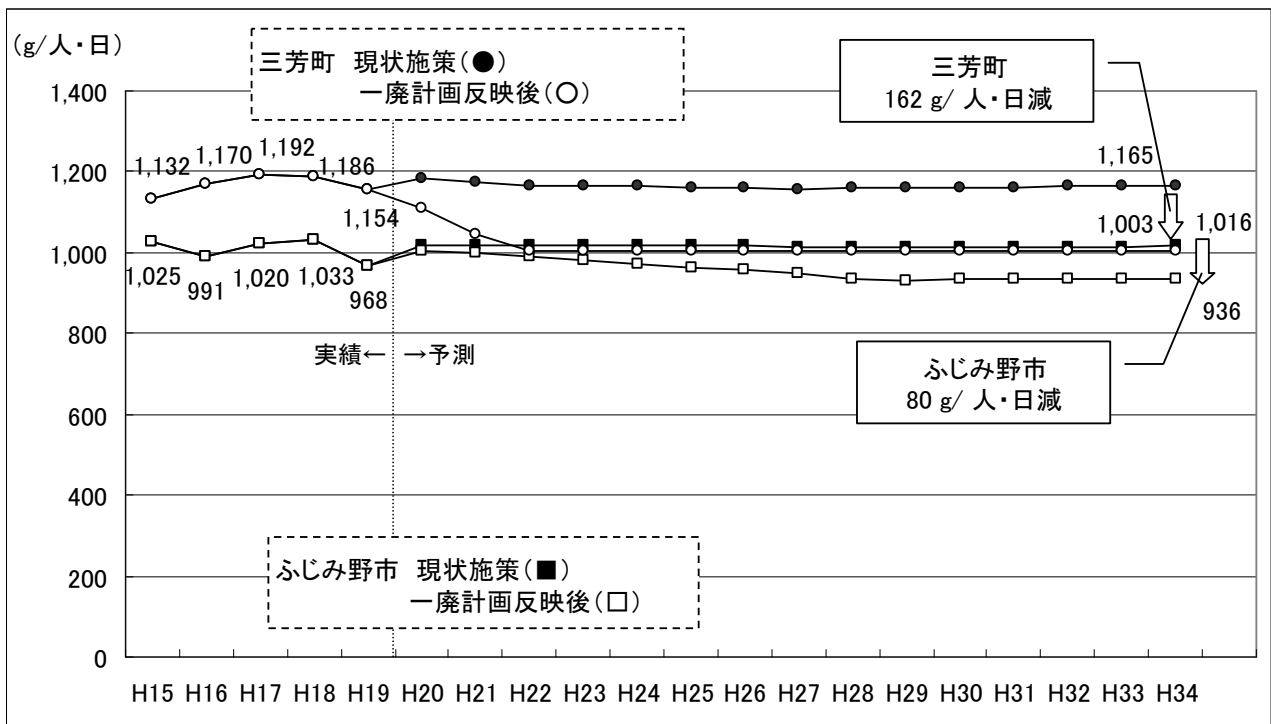


図3-17 家庭系ごみと事業系ごみ合計の1人1日当たり排出量の減量

(2) 本計画で採用する将来ごみ量

(1) より、両市町の一廃計画を反映させた将来ごみ量(フェーズ3)は国及び県の目標達成に近づくことが見込まれますが、実現は困難な状況にあることが懸念されます。しかし、循環型社会形成や環境負荷の低減を推進していく上で、国や県の目標に基づき減量化と資源化を進める必要があります。本計画では現状を考慮し、計画年度内において、埼玉県目標を基準として、国の目標に近づくような将来ごみ量の推移を見込むこととします。これを本計画での将来ごみ量とします。

将来ごみ量を見込むにあたり、以下のような条件を設定します。

- ・両市町の一廃計画の減量化、資源化の考え方を踏襲する。
- ・減量化、資源化に係る施策の推進は実現性を考慮し、「第6次埼玉県廃棄物処理基本計画」

にて掲げられている減量目標を本計画年度内に達成する。

以上の条件のもと、本計画で採用する将来ごみ原単位を表3-14に、将来ごみ年間量を表3-15に示します。なお、第4章の施設規模の設定手続きについては、計画目標年度の平成27年度から施設稼働後7年目の平成34年度までのごみ量推計結果をふまえて実施するため、平成27年度時点と平成34年度時点の両方の予測結果を示します。また、将来ごみ量が県目標を達成する状況を図3-18～図3-20に示します。

表3-14 本計画で採用する将来ごみ原単位

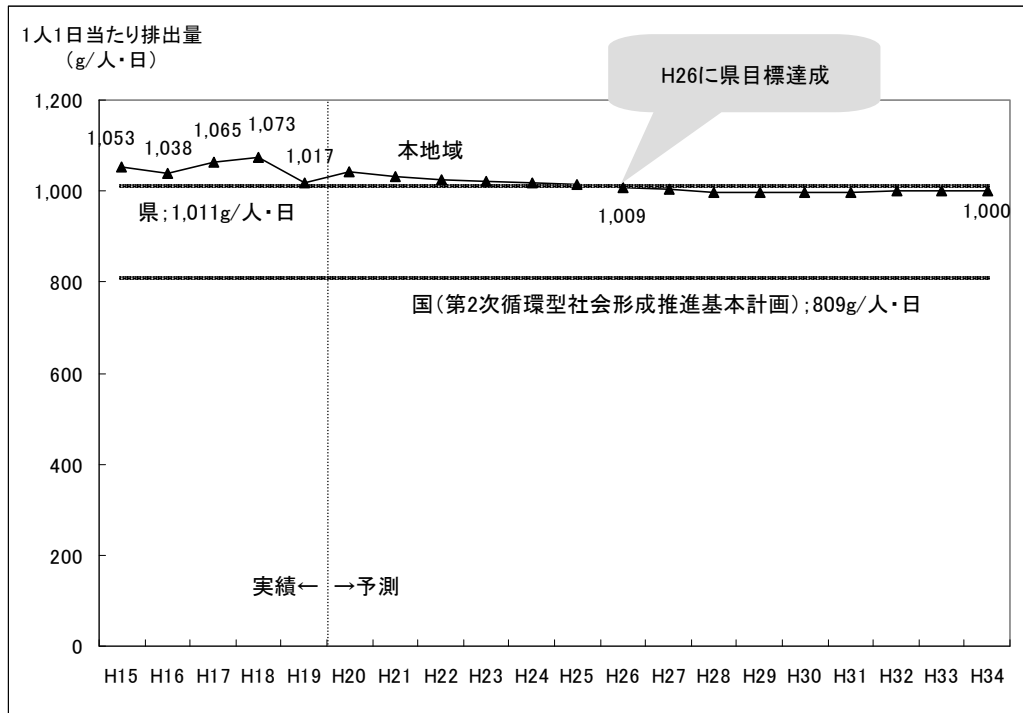
項目	平成27年度			平成34年度		
	本地域			本地域		
	ふじみ野市	三芳町		ふじみ野市	三芳町	
人口（人）	117,018	43,000	160,018	120,000	43,000	163,000
総排出量（g/人・日）	978.41	1,076.96	1,004.91	972.61	1,076.96	1,000.12
燃やすごみ	666.38	799.58	702.17	656.80	799.58	694.46
粗大ごみ・燃やさないごみ・有害ごみ	64.23	76.97	67.66	63.45	76.97	67.01
資源物	193.51	193.94	193.63	195.65	191.98	194.68
かん	9.95	10.99	10.23	10.05	10.95	10.29
びん	23.21	20.36	22.44	23.49	20.36	22.66
ペットボトル	9.98	7.98	9.44	10.08	7.98	9.52
古紙類	106.12	112.81	107.92	107.12	110.89	108.12
プラスチック製容器包装	44.23	41.80	43.58	44.89	41.80	44.07
落ち葉	0.02	0.00	0.02	0.02	0.00	0.02
プラスチック製容器包装以外のプラスチック	9.87	6.47	8.96	10.21	6.47	9.22
集団資源回収	44.42	0.00	32.49	46.50	1.96	34.75
家庭系ごみ（g/人・日）	765.59	688.48	744.88	769.19	688.48	747.87
燃やすごみ	462.14	420.23	450.88	461.66	420.23	450.73
粗大ごみ・燃やさないごみ・有害ごみ	57.80	71.00	61.35	57.26	71.00	60.88
資源物	191.39	190.91	191.26	193.59	188.95	192.35
かん	9.78	10.15	9.88	9.88	10.11	9.94
びん	23.18	19.44	22.17	23.47	19.44	22.40
ペットボトル	9.88	7.60	9.27	9.98	7.60	9.35
古紙類	104.57	112.00	106.57	105.62	110.08	106.79
プラスチック製容器包装	43.98	41.72	43.37	44.64	41.72	43.87
プラスチック製容器包装以外のプラスチック	9.84	6.34	8.90	10.18	6.34	9.16
集団資源回収	44.42	0.00	32.49	46.50	1.96	34.75
事業系ごみ（t/日）	24.90	16.71	41.61	24.41	16.71	41.12
燃やすごみ	23.90	16.31	40.21	23.42	16.31	39.73
粗大ごみ・燃やさないごみ・有害ごみ	0.75	0.26	1.01	0.74	0.26	1.00
資源物	0.25	0.13	0.38	0.25	0.13	0.38
かん	0.02	0.04	0.06	0.02	0.04	0.06
びん	0.003	0.04	0.043	0.003	0.04	0.043
ペットボトル	0.01	0.02	0.03	0.01	0.02	0.03
古紙類	0.18	0.03	0.21	0.18	0.03	0.21
プラスチック製容器包装	0.03	0.004	0.034	0.03	0.004	0.034
落ち葉	0.003	0.000	0.003	0.003	0.000	0.003
プラスチック製容器包装以外のプラスチック	0.004	0.01	0.014	0.004	0.01	0.014

※ 端数処理のため、合計が合わない箇所がある。

表 3-15 本計画で採用する将来ごみ年間量

項目	平成27年度			平成34年度		
	本地域			本地域		
	ふじみ野市	三芳町		ふじみ野市	三芳町	
人口(人)	117,018	43,000	160,018	120,000	43,000	163,000
総排出量(t/年)	41,790	16,903	58,693	42,600	16,903	59,503
燃やすごみ	28,462	12,549	41,012	28,768	12,549	41,317
粗大ごみ・燃やさないごみ・有害ごみ	2,743	1,208	3,952	2,779	1,208	3,987
資源物	8,265	3,044	11,309	8,569	3,013	11,583
かん	425	172	597	440	172	612
びん	991	320	1,311	1,029	319	1,348
ペットボトル	426	125	552	441	125	567
古紙類	4,533	1,771	6,303	4,692	1,740	6,433
プラスチック製容器包装	1,889	656	2,545	1,966	656	2,622
落ち葉	1	0	1	1	0	1
プラスチック製容器包装以外のプラスチック	422	101	523	447	101	549
集団資源回収	1,897	0	1,897	2,037	31	2,068
家庭系ごみ(t/年)	32,699	10,806	43,505	33,690	10,806	44,496
燃やすごみ	19,739	6,596	26,334	20,221	6,596	26,816
粗大ごみ・燃やさないごみ・有害ごみ	2,469	1,114	3,583	2,508	1,114	3,622
資源物	8,175	2,996	11,171	8,479	2,966	11,444
かん	418	159	577	433	159	592
びん	990	305	1,295	1,028	305	1,333
ペットボトル	422	119	541	437	119	556
古紙類	4,466	1,758	6,224	4,626	1,728	6,354
プラスチック製容器包装	1,878	655	2,533	1,955	655	2,610
プラスチック製容器包装以外のプラスチック	420	100	520	446	100	545
集団資源回収	1,897	0	1,897	2,037	31	2,068
事業系ごみ(t/年)	9,090	6,097	15,188	8,910	6,097	15,007
燃やすごみ	8,723	5,954	14,677	8,547	5,954	14,501
粗大ごみ・燃やさないごみ・有害ごみ	275	94	369	271	94	365
資源物	91	48	138	91	48	138
かん	7	13	20	7	13	20
びん	1	14	16	1	14	16
ペットボトル	4	6	10	4	6	10
古紙類	66	13	79	66	13	79
プラスチック製容器包装	11	1	12	11	1	12
落ち葉	1	0	1	1	0	1
プラスチック製容器包装以外のプラスチック	1	2	3	1	2	3

※ 端数処理のため、合計が合わない箇所がある。



※国と県の目標ラインは本地域の1人1日当たり排出量に対するものであり、本予測では平成26年度に県の目標を達成する見込みである。

図 3-18 家庭系ごみと事業系ごみ合計の1人1日当たり排出量の推移 (本計画)

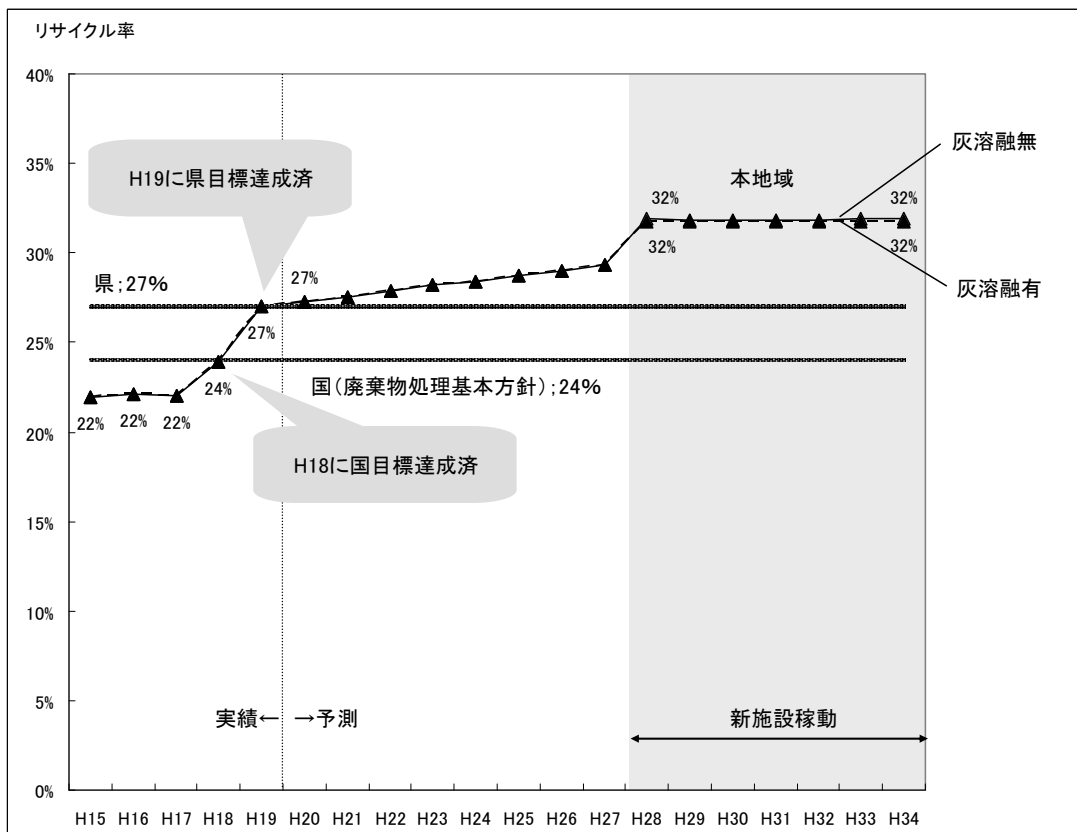


図 3-19 リサイクル率の推移 (本計画)

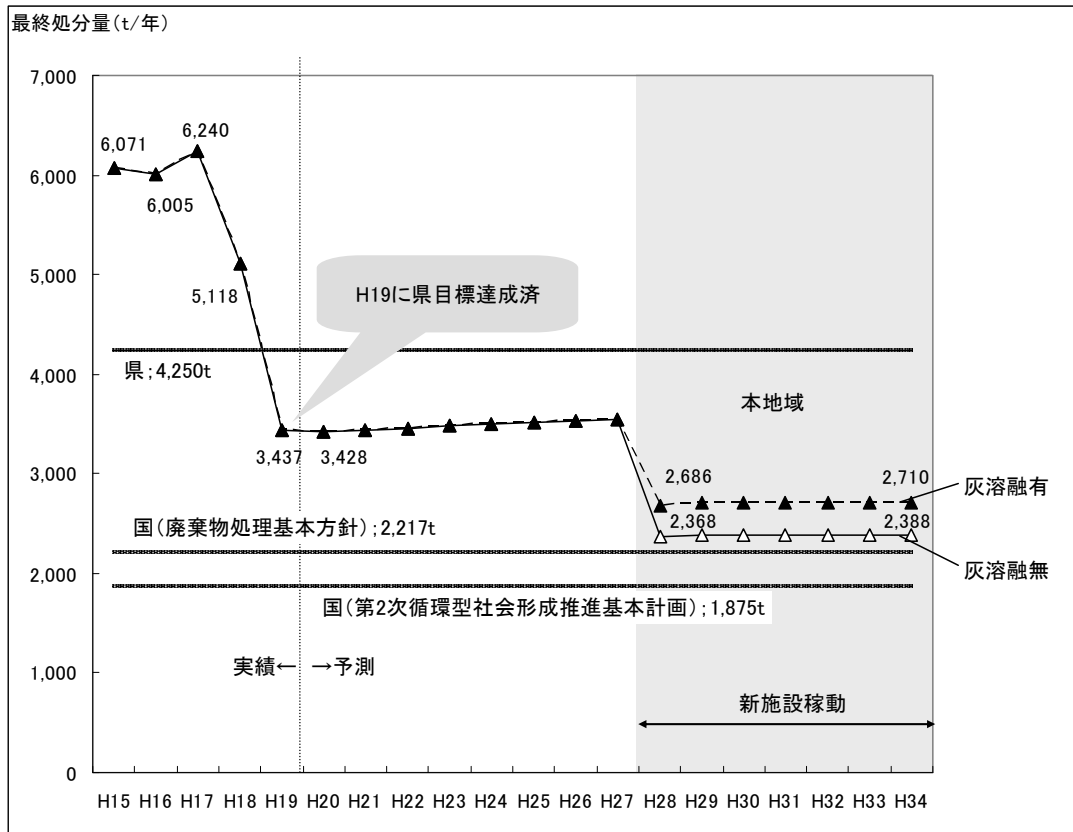


図 3-20 最終処分量の推移 (本計画)

第4章 広域化の基本的な考え方

第1節 広域化の意義

平成9年5月に厚生省（現環境省）は、各都道府県に対し「ごみ処理の広域化計画」を策定するよう通知しました。埼玉県はこの通知にならい、平成10年に埼玉県広域化計画を策定し、平成12年度の改正を経て、平成20年に第2次埼玉県ごみ処理広域化基本計画を取りまとめています。

広域化を進める意義としては、まずダイオキシン類の排出削減が挙げられます。焼却施設から排出されるダイオキシン類の量は国内総排出量の8～9割を占めると言われています。その削減のためには、小規模焼却施設を集約化し、高度処理が可能な大規模な焼却施設に転換することが効果的であるという認識から、ごみ処理の広域化が求められています。ダイオキシン類の排出削減の他にも、広域化を進めることで、焼却処理施設の排ガス高度処理対策、マテリアルリサイクル（再生利用）の推進、サーマルリサイクル（熱回収）の推進、最終処分量の削減、公共事業のコスト縮減などの非常に多くの課題に対応することが期待されます。

第2節 本地域における広域化の必要性

本地域では、第3章に示すとおり、ふじみ野市が2か所、三芳町が1か所の合計3か所の清掃工場により焼却処理と資源化処理を推進してきました。特に平成13年からは両市町の相互委託処理により、不燃・粗大ごみの破碎処理などを三芳町で処理する半面、平成14年からは焼却処理をふじみ野市で処理するなど、適正処理・資源化などの観点から柔軟な対応を行ってきました。

しかし、両市町が所有する各処理施設は、現時点でふじみ野市上福岡清掃センターが稼働後32年（平成12～14年度の基幹改修から6年）、ふじみ野市大井清掃センターが稼働後12年、三芳町粗大ごみ処理施設が稼働後26年経過しています。各施設は改造や補修など、適切に管理することで延命化に努めてきましたが、機能検査の結果からも既に老朽化が激しく、処理能力の低下も顕著になっています。平成12年に施行された循環型社会形成推進基本法では、熱回収を前提とした焼却処理を求めています。本地域の施設にはその機能が無く、この点では不十分なものとなっています。

一方、資源化においては、焼却施設と同様に設備の老朽化もありますが、同時に両市町で分別・収集体制が異なっており、地域により資源化に対する意識の違いも見られます。収集容器や分別区分は施設との関連が深く、資源物の品質や回収率、経済性などに大きく影響します。両市町におけるこれらの相違を統一するとともに、地域全体の取組として3Rに対する啓発を実施することが、合理化はもとより、リサイクル推進の点からも求められています。

このような背景から、本地域におけるごみ処理の広域化では、複数存在するごみ処理施設を統合して更新するとともに、できるだけマテリアルリサイクルやサーマルリサイクルの推進に寄与する、新しいごみ処理システムへの抜本的な見直しが求められています。

第3節 本計画の検討範囲

ごみ処理事業は市町村固有の事務とされています。両市町でも、これまで3Rを中心とした減量化・資源化からごみの処理・処分まで、別々に施策展開を実施してきました。しかしごみ処理の広域化では、前述のとおり共同利用するごみ処理施設はもちろん、分別や収集運搬などごみ処理施設と関連の深い各種施策に対しても、整合、統一化を図ることが重要となります。

以上をふまえ、本計画では図4-1に示すとおり、ごみ処理事業を①から③の3つの視点で捉え、特に②と③の中間処理に係る視点を本計画の検討範囲と考え、両市町のごみ処理施策の整合、統一化に向けた各検討を行います。なお、「最終処分」と「再生利用」については、広域事業の事務範囲ではありますが、実施計画により近い検討であるため、来年度以降の検討範囲とします。

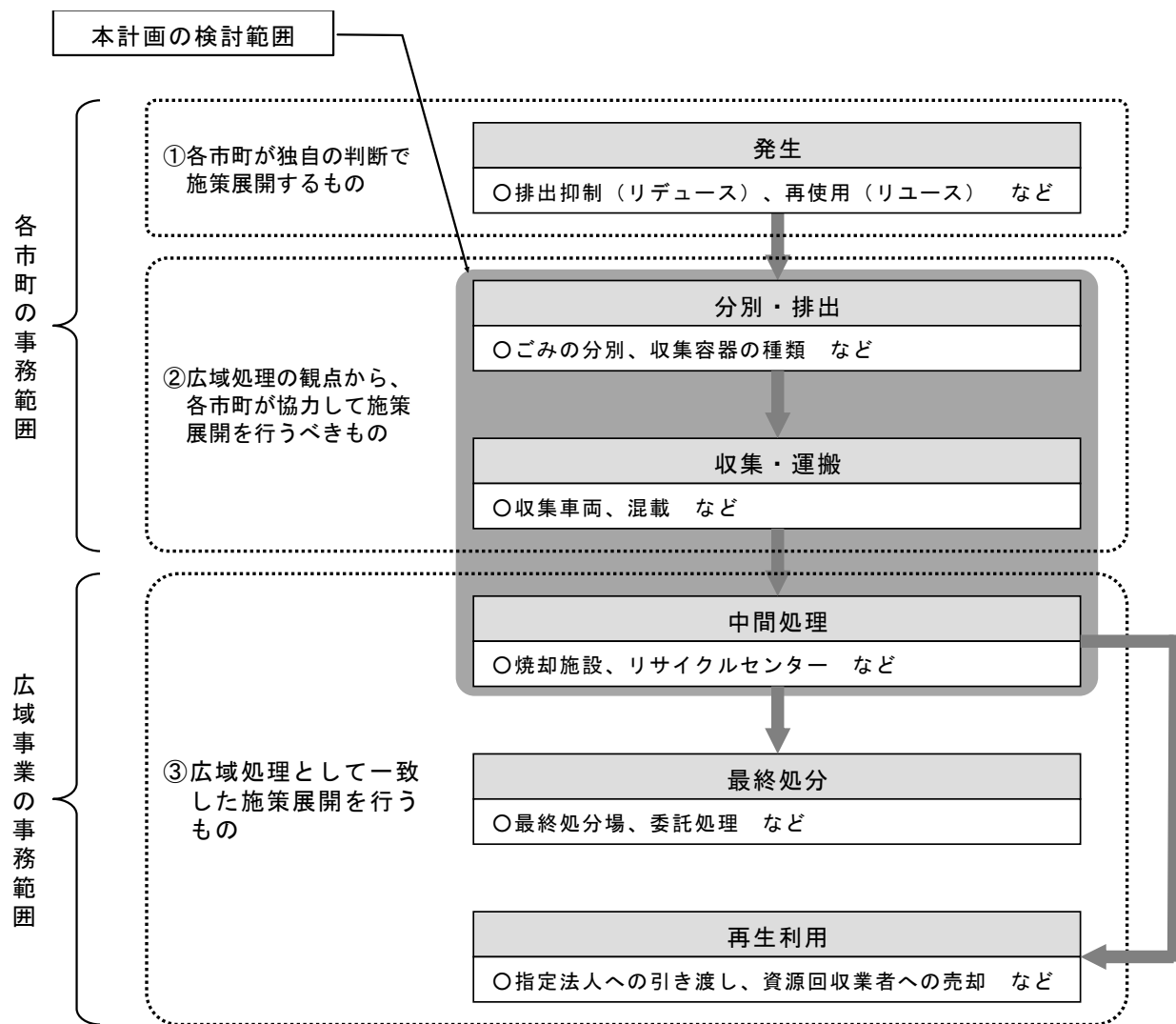


図4-1 本計画の検討範囲

第4節 広域処理に係る基本方針

第1節の広域化の意義をふまえつつ、本地域に即した具体的な計画とするために、ごみ処理の広域化を推進する上で取り組むべき基本方針を以下のとおり定めるものとします。

○3R（リデュース・リユース・リサイクル）を前提とした新ごみ処理システムの推進

循環型社会の実現に向けて、市民・事業者・行政による適切な役割分担の下に、ごみの再利用や再生利用を推進し、3Rを前提とした新ごみ処理システムを推進します。

○循環的利用と適正な処分の推進

資源の循環的利用や熱の有効利用を目指した効果的な施設を適正かつ計画的に配置することにより、資源化の向上を図るとともに、最終処分量の減量化を推進します。

○環境負荷を低減するごみ処理システムの推進

ダイオキシン類などの有害物質の排出量を削減し、環境にやさしい新ごみ処理システムを推進します。

○公平性を基本とした新ごみ処理システムの推進

新ごみ処理システムの構築は、分別・収集から中間処理・最終処分に至るまで、両市町の公平性を基本として推進します。

○経済性・効率性を確保したごみ処理システムの推進

処理施設の集約化などによる経費の削減など広域化のメリットを活かした効率的な新ごみ処理システムを推進します。

第5節 計画施設の概要

「第8章 新ごみ処理システムの選定」の結果、計画を予定する施設の概要は以下のとおりとなります。

1 熱回収施設

熱回収施設とは、可燃ごみが持つ熱量を回収し、発電や温水供給などを行う施設の総称であり、焼却施設やガス化溶融施設のことをいいます。焼却施設には、灰溶融炉を併設したものも含まれます。ガス化溶融施設は、排ガスの低減化や、焼却処理が中心だった可燃ごみを有効利用するために開発された技術で、1990年代後半から自治体で導入されています。

本地域では、今後、焼却施設もしくはガス化溶融施設の具体的選定を行っていきます。

焼却施設は可燃物が自燃することを利用した処理技術です。衛生処理とともに、減量・減容化効果が高く、中間処理の中で最も一般的な処理方法として普及してきました。最近の実績としては、灰溶融炉を併設、または一体的に整備する事例が増加しています。

ガス化溶融施設は、従来の焼却施設に比べて排ガス量が少なくできることや、ごみの燃焼エネルギーを用いて溶融処理（スラグ化）を行うことが可能な方法です。

2 リサイクルセンター

リサイクルセンターは、家庭から排出される粗大ごみ、びんやかんなどの資源を適切に資源化するために必要な貯留、選別、破碎、圧縮、梱包、保管などの各種設備で構成される施設です。また、選別・圧縮などを行わない新聞・雑誌・布類などの資源物、乾電池や蛍光灯などの有害ごみ及び処理困難物などを外部委託するための一時保管場所としての機能も有します。一般的に、リサイクルセンターには、他の施設のような処理方式という分類はありませんが、設備には色々な種類があるのでこれらの選択については、施設整備事業計画などの中で行います。

また、リサイクルセンターは再生資源の資源化以外に、リサイクルの啓蒙・啓発や環境教育などの活動拠点としての機能を有することが一般的になっています。本地域では、住民1人ひとりが環境に関心を持ち行動できるような、情報や機会を提供することにより、環境にやさしいまちづくりを作ることが可能となります。具体的な機能は施設整備事業計画などにて検討していきますが、一例としては、環境教育の展示コーナーや学校教育との連携、市民活動の支援などが挙げられます。

第6節 施設整備の計画目標年次

計画目標年次は、施設の規模や条件を定めるための基準とする年次です。ごみの総量は、1人1日当たりの排出量は減少が見込まれますが、人口の増加などの影響を受けて増加傾向となります。

したがって、整備施設ごとの計画目標年次を以下のとおりとします。

○熱回収施設及びリサイクルセンターの整備（建設）目標年次

現状及び今後の手続きなどに必要な期間を勘案し、平成28年度稼動を目標とします。

○熱回収施設及びリサイクルセンターの整備計画目標年次

計画期間の最終年度である平成34年度とします。

第7節 処理対象物

処理対象物は、本地域から発生する全ての家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物の中で、許可業者や直接持込により搬入されるものとします。なお、基本的には事業系一般廃棄物の処理対象物として、木くず・紙くず・繊維くず・厨芥類の可燃物を受け入れることとします。

具体的には、以下の品目とします。

1 熱回収施設

(1) 通常処理分（表 4-1）

- 燃やすごみ
- リサイクルセンターからの可燃性残さ

表 4-1 熱回収施設処理対象量（平成 34 年度）

対象品目	対象量(t/年)
燃やすごみ	41,317
リサイクルセンターからの可燃性残さ	2,107
合計	43,424

(2) 災害廃棄物処理対応分

- 災害廃棄物：がれき中の可燃物の破砕残さ、粗大ごみの破砕残さ

2 リサイクルセンター

(1) 通常処理分（表 4-2）

【破砕・選別設備】

- 燃やさないごみ
- 粗大ごみ（可燃性粗大、不燃性粗大）
- 有害ごみ

【資源物選別設備】

- かん
- びん
- ペットボトル
- プラスチック製容器包装
- プラスチック製容器包装以外のプラスチック

【保管設備】

- 古紙類（新聞紙・チラシ、雑誌・雑がみ、ダンボール、紙パック、布類）
- 落ち葉
- 資源物（選別、圧縮処理後の資源品）

表 4-2 リサイクルセンター処理対象量（平成 34 年度）

対象品目	対象量(t/年)
【破砕・選別設備】	
粗大ごみ・燃やさないごみ・有害ごみ	3,987
合計	3,987
【資源物選別設備】	
かん	612
びん	1,348
ペットボトル	567
プラスチック製容器包装	2,622
プラスチック製容器包装以外のプラスチック	549
合計	5,698
【保管設備】	
○直接保管	
古紙類	6,433
落ち葉	1
小計	6,434
○処理後保管	
資源物(選別、圧縮処理後の資源品)	6,870
合計	13,303

※端数処理の関係で合計が合わない箇所がある。

(2) 災害廃棄物処理対応分

○災害廃棄物：災害により発生するがれき、粗大ごみ

第8節 処理対象量及び施設規模

処理対象量は第3章にて予測されたものを採用します。

各施設の施設規模は、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取り扱いについて（平成15年12月環廃対発第031215002号）の規模算定式などに準じて算出します。なお、下記の施設規模は現時点での暫定値であり、今後のごみ排出量の変化や一般廃棄物処理基本計画の見直しなどの検討事項によっては変更も十分考えるものとしします。

1 熱回収施設

(1) 通常処理分

- 計画年間処理量 43,424t/年（リサイクルセンターからの可燃性残さ含む。）
- 年間実稼動日数 365日－85日（年間停止日数）＝280日
- 調整稼動率 96%
- 施設規模 $43,424 \div 280 \div 0.96 \doteq 161.5\text{t/日}$

(2) 災害廃棄物処理対応分

- 施設規模 $8,432\text{t} \div 3\text{年} \div 280\text{日} \div 0.96 \doteq 10.5\text{t/日}$
（「第7章 災害時に係る対応」を参照）
- したがって、熱回収施設の施設規模は両者を合計し、172t/日とします。

2 リサイクルセンター

(1) 通常処理分

【破碎・選別設備】

- 計画年間処理量 3,987t/年
- 年間実稼動日数 240日（土・日・年末年始などを除く平日）
- 月変動係数 1.15
- 施設規模 $3,987 \div 240 \times 1.15 \doteq 19.1\text{t/日}$

【資源物選別設備】

- 計画年間処理量 5,698t/年
- 年間実稼動日数 240日（土・日・年末年始などを除く平日）
- 月変動係数 1.15
- 施設規模 $5,698 \div 240 \times 1.15 \doteq 27.3\text{t/日}$

【保管設備】

①古紙類及び落ち葉（直接保管）

- 計画年間処理量 6,434t/年
- 年間実稼動日数 240日（土・日・年末年始などを除く平日）
- 月変動係数 1.15
- 施設規模 $6,434 \div 240 \times 1.15 \doteq 30.8\text{t/日}$

②選別、圧縮処理後の資源品（処理後保管）

- 計画年間処理量 6,870t/年
- 年間実稼動日数 240日（土・日・年末年始などを除く平日）
- 月変動係数 1.15
- 施設規模 $6,870 \div 240 \times 1.15 \div 32.9$ t/日

(2) 災害廃棄物処理対応分

○稼動日数または稼動時間の延長などにより対応し、施設規模には見込まない。

（「第7章 災害時に係る対応」を参照）

したがって、リサイクルセンターの施設規模は破碎設備と選別設備の施設規模を合算し、46t/日とします。また、リサイクルセンターの規模として見込みませんが、保管設備の規模は直接保管と処理後保管の施設規模を合算し、64t/日とします。

○施設規模

- ・熱回収施設 : 172t/日（24時間稼動）
- ・リサイクルセンター : 46t/日（5時間稼動）

ほか、保管設備 64t/日

（直接保管 31t/日
処理後保管 33t/日）

第9節 広域処理システム

本地域における熱回収施設とリサイクルセンターを中心とした広域処理システムを図4-2に示します。

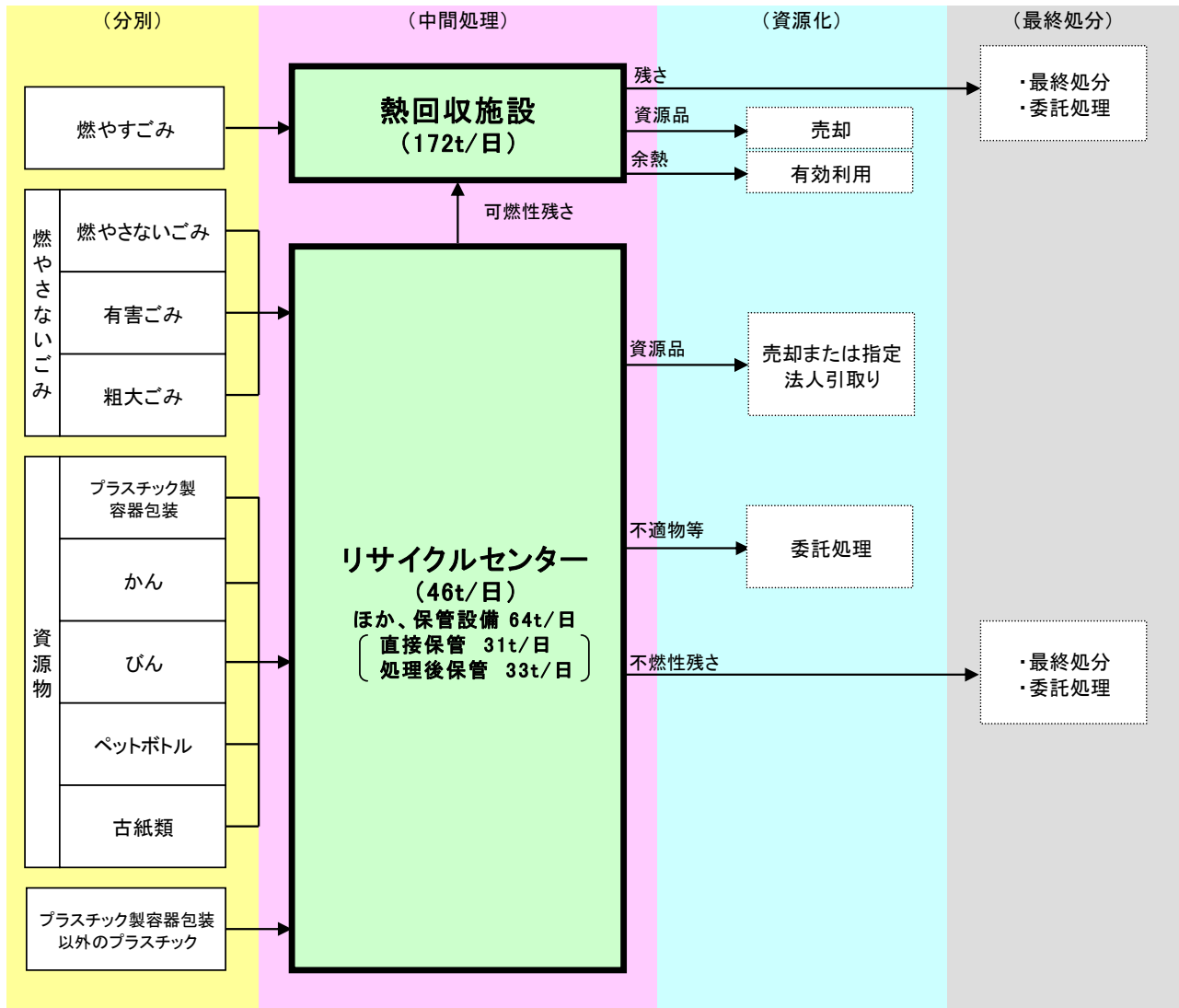


図4-2 広域処理システム